

第 46 回大会報告

1) 第 46 回大会 (50 周年記念大会)

期日：2004 年（平成 16 年）10 月 23 日（土），24 日（日）

会場：東京外国语大学

担当：第 46 回大会実行委員会

委員長：八尾師誠

委 員：新井政美，飯塚正人，黒木英充，近藤信彰，佐々木あや乃，林佳世子，藤井
守男，吉枝聰子

第一日 10 月 23 日（土）

14 : 00～17 : 00 公開講演会

17 : 00～17 : 40 奨励賞授与式

18 : 00～20 : 00 50 周年祝賀懇親会

第二日 10 月 24 日（日）

9 : 20～16 : 30 研究発表

参加者 231 名

プログラム

第一日 公開講演会 東京外国语大学 研究講義棟 2 階 226 教室

14 : 00～15 : 20

「20 世紀後半における日本のシュメール研究」

京都大学名誉教授 小野山節

15 : 30～16 : 50

「一神教を考える」

東京大学名誉教授 板垣雄三

第二日 研究発表 6 部会 東京外国语大学 研究講義棟 1 階 102・103・104・105・107・

108 講義室

研究発表者・題目

第 1 部会

- 田中咲子 裸体の兵士？ — アルカイック時代の墓碑図像の解釈を巡る一考察
- 吹田真里子 エジプト、イドウートのマスタバの壁画 — 日本・エジプト合同マスタバ・イドウート調査ミッション第 2 次調査からの報告
- 渡辺千香子 新アッシリア時代の浮彫「ティル・トゥーバの戦い」の構図分析 — アッシリア美術におけるエジプト美術の影響
- 杉江拓磨 セティ 1 世のカルナク・レリーフに関する一考察
- 足立拓朗 イラン、ギーラーン州鉄器時代の土器編年再考
- 長谷川敦章 ミネト・エル・ベイダ出土埋葬遺構の年代的考察について
- 畠守泰子 エジプト古王国の王と官僚 — 墓碑文にあらわれる王権観

第 2 部会

- 真道洋子 シナイ半島における初期イスラーム・ガラスの変容 — ラーヤ遺跡出土品を中心

2. 山花京子 古代エジプトの初期ファイアンスタイル — 第3王朝ジェセル王のタイル分類を中心に
3. 徳永里砂 南西アラビア・ナジュラーン近郊の古代岩壁碑文の年代をめぐって
4. 佐々木達夫 ジュルファールの都市性
5. 杉亜希子 エジプト古王国時代の供物リスト — Jdwt のマスタバ墓調査より
6. 西本真一 神官タの墓における地上遺構の建築復原
7. 遠藤孝治 カーヴ・アル=キビールの石切り場に残存するアメンヘテプ3世の未完成巨像
8. 川床睦夫 ナークース山岩壁碑文群

第3部会

1. 吉枝聰子・青木健 ゾロアスター教徒東漸研究 — 中世の揚州、近代の澳門・広州・香港・上海・神戸
2. 戸田聰 東方キリスト教文学伝承の多様性 —『エジプト人マカリオス伝』を例に
3. 小山彰 中エジプト語における形態 pw の機能について
4. 永井正勝 中エジプト語の m=k の意味論
5. 笹川博一 新エジプト語 — 文学語の文法構成に向けて
6. 白川栄美 古代エジプトにおけることばあそび
7. 北進一 麒麟の変遷とその原像について
8. 土谷遙子 古代の要衝としてのダレル 法顯伝『陀歎』— パキスタン北部地方 古代交通現地調査 2002, 2003

第4部会

1. 秋田宣孝 エジプト第6王朝における称号 *imy-r i^f3ww*(イミィ・エル・イアアウ)の所持者たちの所持称号 — エジプト第6王朝の対ヌビア政策との連動性
2. 三津間康幸 セレウコス朝及びアルシャク朝支配下のバビロンにおける「統治者礼拝」
3. 青島忠一朗 新アッシリア時代の王碑文における「敵」の描写
4. 川崎康司 先ヒッタイト期アナトリアの王権
5. 渡辺和子 キュルテペ文書のアーカイヴ研究
6. 金原保夫 ビザンツ皇帝ニキフォロス1世のブルガリア遠征
7. 高井啓介 マリの「書記の請願の手紙 A.1258 + S.160SN」をめぐって
8. 山田雅道 「士師」試論 — 前王政期イスラエルの統治者像

第5部会

1. 谷正人 「伝統音楽保存普及センター」の目指した知識観・教育観
2. 濱田聖子 ジャーヒズ著『けちんぼども』を読むための新たな視点
3. 岡崎桂二 アラブ文学における「対偶」の思想 —『マカーマート』に即して
4. 鈴木英明 ワークワーク再考
5. 森田豊子 ハータミ一期のイランの学校教育におけるイスラーム教育の変化
6. 岡田保良 イラン・バム城塞遺跡の震災復興について
7. 鈴木均 ハータミ一期イランにおける政治的民主化の試み
8. 斎藤正憲 エジプト・オアシスにおける土器つくり — 土器製作技術の民族誌

第6部会

1. 田村行生 サーマーン家と伝統的権威
2. 佐藤明美 'Atabat al-Kataba' にみる大セルジューク朝のアター・ベク
3. 藤木健二 18世紀イスタンブルの馬具職人と靴商人・靴職人 — オスマン朝下の同職組合に関する一考察
4. 伊藤寛了 トルコ共和国初期におけるイスラーム復興 — *Selâmet* 誌と Ömer Rıza Doğru を中心に
5. 若松大樹 「現代トルコにおけるアレヴィー・アイデンティティ」に見る『トルコ民族性』
6. 堀井聰江 イスラーム法における先買権の機能と実態 — エジプト民法典への導入の背景
7. 秋山慎一 ディール・アル=マディーナに対する水の支給
8. 大津忠彦 A.スタインの日本滞在 — 滞日を支えた斯界の雄たち
9. 青木健 ポスト・サーサーン王朝時代のゾロアスター教の拝火思想 — ペルシアの拝火神殿遺跡と『ブンダヒュン』に於ける「火」

研究発表要旨

(以下の要旨は、大会で配布したプログラムに掲載されたものではなく、大会後に発表者に改めて執筆していただいたものです。題目がプログラムとは変わっているものもあります。)

第1部会

1. 裸体の兵士？ — アルカイック時代の墓碑図像の解釈を巡る一考察 田中 咲子

槍を持つ人物を表した墓碑はアルカイック時代に非常に好まれた。この図像は、甲冑に身を包んだ壮年男性の姿と全裸の青年像との二種類に大別することができる。前者の制作は前530年代以降であり、後者は前560-540年頃に集中している。

これまで後者、即ち裸体青年の図像は、単に「槍を持つ者」と紹介され、明確な定義が避けられるか、あるいは「裸体の兵士」といわれてきた (Schmaltz)。これに対して発表者は、「運動競技としての槍投げをする者」と解釈する。

まず、兵士説が否定される理由として、同時期、神殿彫刻や陶器画など墓碑以外の美術では、墓碑のような全裸でただ槍のみを持つ兵士像の例が存在しないことが挙げられる。また、これらの墓碑の裸体像を兵士と仮定すると、重装備から軽装へという当時の美術全般にみられる兵士表現の流れとも矛盾する。

逆に、運動をする者と考えられる根拠は大まかに次の通りである。まず、当時運動競技は裸体で行われていたこと。また、円盤投げやボクシングなど、他の運動競技が墓碑図像の主題として実際に存在する点も挙げられる。とりわけ、槍投げ同様ペントロン(五種競技)の一環でのみ行われた円盤投げが墓碑の主題になっている事実は有力な根拠である。また、ペントロンが大パナテナイア祭の運動競技会で行われた種目の一つであり、この祭りの創始が問題の裸体像墓碑成立の直前であることも傍証として挙げられる。当時この競技会に対する人々の意識は相当高かつたはずである。さらに今一つの根拠として、およそ1世紀後の前460年頃、小アジアのギリシア人都市で制作された墓碑に、アルカイック時代の問題の裸体像と全く同じポーズで槍を持つ運動選手像がある。

以上の根拠から、発表者は槍を持つ裸体青年を運動をする者であると結論付けたい。しかしながら、墓碑上的人物は、大パナテナイア祭やオリュンピア祭などの競技会での具体的な勝利者で

はないだろう。なぜなら、墓碑に登場する競技の種類がペントロンとボクシングに限られているからである。槍を持つ裸体青年の図像は、むしろ墓碑の下に埋葬された故人が鍛え上げた優れた心身の若者であり、体育教練にいそしむ時間的、経済的余裕のある貴族の子息という社会的地位の高さを示すべく選ばれた主題と考えるべきだろう。

2. エジプト、イドウートのマスタバの壁画 — 日本・エジプト合同マスタバ・イドウート調査ミッション第2次調査からの報告

吹田 真里子

本発表は、関西大学を中心にして 2003 年から 2004 年に行われた、サッカラにあるイドウートのマスタバ（古王国第 6 王朝初期）を保存修復するための事前調査からの報告である。このマスタバに関しては、1935 年に R. Macramallah によって *Le Mastaba d'Idout* という報告書が出版されている。当時の埋葬室の壁画の状態はおよそ 3 分の 1 ほど剥落していたと思われるが、その後 2003 年に調査した段階でさらに 3 分の 1 ほど剥落が進んだと思われ、その美しい壁画の修復が急がれる。

今回の保存修復の対象になっている部分は、石灰岩台地の中、地下 12 メートルほどのところにある埋葬室の壁画である。この壁画は、石灰岩の母岩に石膏のプラスターを塗って、その上に描かれている。これは、埋葬室の壁画の典型的な例と考えられ、本発表では、同時代の同地域にあるメフやメレルカのマスタバの埋葬室と比較してその特徴を明らかにし、さらに剥落していた壁画片を復元する手段にもしたい。

イドウート、メフ、メレルカの 3 つの埋葬室の類似点は、東壁にある埋葬室への入り口や、西壁の前に石棺が置かれている点である。また、それぞれの面の上下左右は、独特の模様の帶で装飾されている。相違点は、王宮の正面部分の模様や供物リスト、さらに支柱の付いた黒い倉庫の描かれている位置である。これらの比較は、今後、床に落ちていた壁画片を復元する際に役立つと思われる。

イドウートの壁画の描写の中で特徴的な点は、数箇所にわたって描かれている、青色に着色された陶器の類である。メレルカとメフの埋葬室の描写と比較すると、この陶器の材質は、斑点のある片岩でできた壺の可能性がある。今回の調査では、埋葬室で土器も見つかっているが、まだ科学的な調査は終わっていない。今後の調査の結果、壁画の供物の描写と、実際に一緒に埋葬された供物の関係がより明らかになると思われる。

イドウートの埋葬室のようなタイプの壁画を修復することは、他の材質の上に描かれた壁画と比べて、今後の壁画修復という点において発展性がある。その技術は、今後サッカラやギザにあるマスタバの地下埋葬室を保存修復する際に役に立つであろう。

3. 新アッシリア時代の浮彫「ティル・トゥーバの戦い」の構図分析 — アッシリア美術におけるエジプト美術の影響

渡辺 千香子

新アッシリア時代の王アッシュルバニバル（前 668-631 年）の治世に制作された浮彫「ティル・トゥーバの戦い」には、ウライ河のほとりで戦うアッシリア軍とエラム軍の戦闘の情景が描かれている。アッシリアの兵士たちが、ウライ河に向かってエラム兵たちを追い詰めていく大構図の中に、敗走するエラム王とその息子が捕らえられ処刑されるエピソードが、「異時同図法」によって表現される。

この浮彫には、観る者の視線をひとつの場面から次の場面へと導くために、登場人物にある特定の身ぶりや動作をとらせる工夫が凝らされており、この技法は一般に「ナラティブ・シグナル」

と呼ばれる。この技法を駆使した作品として、この浮彫りは美術史上もっとも古い物語絵画の作例と位置づけられる。また、異時同図法で描かれた画面では、物語の進行していく方向と、プロタゴニストの移動していく方向とが、ほぼ常に一致する。これは、プロタゴニストの動きに重なる物語の進展を目で追うことにより、観る者が必然的にプロタゴニストの観点や立場から物語をたどることを意味する。「ティル・トゥーバの戦い」では、物語の進展にともなって、プロタゴニストがエラム王からアッシリア兵士たちへと移行する。これにより、エラム王の悲劇という面ではなく、勝利者としてのアッシリア軍を、観る者に強く印象づける結果となる。

一方、ケーリンは「ティル・トゥーバの戦い」における革新的な特徴を、エジプトの王ラムセス2世の時代に制作された「カデシュの戦い」浮彫から受けた影響だとする見解を示した。アッシュルバニパルの治世に、アッシリア軍はエジプトを2回にわたって侵略し、前663年には、上エジプトのテーベにまで兵を進めた。テーベでは、ルクソールやラメセウムなどの壁面に、エジプト軍が前1274年にヒッタイト軍と戦火を交えた「カデシュの戦い」を記念する浮彫が残されている。ケーリンの研究は、アッシリアの芸術家たちがエジプト美術の傑作から受けた影響について念入りな検証を行うが、その影響の内容と「ティル・トゥーバの戦い」浮彫の独自性については、必ずしも十分に議論されているとはいえない。ヴィックホフによる美学の理論を適用すると、「カデシュの戦い」と「ティル・トゥーバの戦い」には根本的な表現手法が異なることが判明し、アッシリアの芸術家が達成しようとしたユニークな表現の特質が明らかとなる。

4. セティ1世のカルナク・レリーフに関する一考察

杉江 拓磨

セティ1世がカルナクのアムン大神殿大列柱室北壁に彫らせたレリーフの内、東半分の下段は從来、専らパレスティナ南部における部族民シャスとの戦いを扱っており、パレスティナ北部の町ヤノアムやレバノン諸侯に対する遠征を扱った中段と対照をなすと考えられてきた。しかし、下段の細部を注意深く観察すると、そのような解釈に必ずしも沿わない点を指摘することができる。まず左から2番目、セティ1世がパレスティナの都市国家の領主から貢物を受け取る様子を描いた場面は、そこに添えられた文章から反乱鎮圧の結果を伝えていると解される。ところが、この段には都市国家の領主との戦いそのものを描いた場面は見られない。また、右端にある捕虜をアムン神に奉獻する場面には、シャスのみならず都市国家の領主も捕虜になったことを語る文章除外され、実際、この場面の捕虜の図は初め都市国家住民の姿に彫られたものをシャスに修正した跡が認められる。左から2番目の場面で都市国家領主による反乱の鎮圧を示唆する文と非常によく似た一節が、レリーフの東側下段、左から2番目の場面が暗示する反乱も同じ出来事に結び付けられると考えられる。その上、右端の場面の捕虜の図が修正されていることも考慮に入れると、セティ1世はその第1年に南部のシャスと北部の都市国家を相手に行った遠征を初め下段1段で描ききるつもりであったが、予定を変更、下段を主にシャスとの戦い、中断を北部の都市との戦いに当てたものと推測される。その結果、下段に予定変更以前に溯る要素が残っており、パレスティナ北部での戦いに対する言及が下段と中段の両方に見られると考えられる。このように予定の変更を想定することで、これまで満足に説明されなかった下段の左から2番目の場面の向きも理解することができるようになる。すなわち、現在、シャスとの戦いが描かれている左端の場面に本来、都市国家との戦いが彫られる予定であったと考えれば、左端の場面と左から2番目の場面、同じく3番目の場面と4番目の場面はそれぞれ戦闘を伝える場面とその結果を伝える場面か

らなる対をなしていたことになり、左から2番目の場面の向きは4番目の場面との類比から了解され得るのである。

5. イラン、ギーラーン州鉄器時代の土器編年再考

足立 拓朗

2002年からイラン文化遺産庁と中近東文化センターによるジャラリイエ (Jalaliye) 遺跡の発掘調査が開始された。本発表の目的は、これまでの研究の枠組みにジャラリイエ遺跡の成果を加えてギーラーン州東部の鉄器時代の土器組成を再検討し、新たな土器編年の枠組みを提示することである。ジャラリイエ遺跡では三つの文化層が確認され、II、III層は鉄器時代に属すると報告されている。しかしイランの鉄器時代は長期間に及んでおり、これらの層の時期の位置付けをさらに細かく検討する必要がある。

1988年にE.ヘリンク氏はギーラーン州鉄器時代の時代区分を発表しているが、東京大学のギーラーン州内での一連の調査の資料を使用している。また、三宅俊成氏によって東京大学の調査による青銅器時代～パルティア期に至るギーラーン州の編年観が提示されている。ヘリンク氏と三宅氏の成果は東京大学の各報告書の所見と必ずしも一致してはいないので、ヘリンク氏編年、東京大学各報告書の所見、三宅氏編年の三者を比較することが肝要である。

本発表は以下の点に摘要できる。

1. ヘリンク編年と三宅編年の分析方法・区分された土器群はほぼ同一である。
2. その分析方法は「バイメタル製品」と「追葬」を基準としている。
3. 「バイメタル製品」の分析により、ヘリンク編年の鉄器時代I、II期は年代を変更する必要がある。
4. 「追葬」によって導き出されたヘリンク編年III期と三宅編年BII類の存在はジャラリイエ遺跡の成果で証明できる。
5. ジャラリイエ遺跡II、III層には、ガレクティ遺跡には存在しない大型壺形土器・嘴形注口土器が存在する。
6. ジャラリイエ遺跡の成果により嘴形注口土器IV類（足立分類）は前8世紀以降と年代付けることができる。

以上の成果を基に、以下のような時期区分を試案として提示しておきたい。

鉄器時代I期 前1450-1200年頃、ヘリンク編年I期、三宅編年A類

鉄器時代II期 前1200-800年頃、ヘリンク編年II期、三宅編年BI類

鉄器時代III期 前800-600年頃、ヘリンク編年III期、三宅編年BII類、ジャラリイエ遺跡II、III層

鉄器時代IV期 前600-300年頃、三宅編年CI類、アケメネス朝ペルシア

パルティア前期 前300-0年頃、ジャラリイエ遺跡I層

パルティア後期 0-400年頃、三宅編年CII類

6. ミネット・エル・ペイダ出土埋葬遺構の年代的考察について

長谷川 敦章

本発表は、1997年にラタキア博物館館長ハイダール(J. Hydar)によるミネット・エル・ペイダの緊急調査で出土した、横穴式石室墓一基と副葬遺物を取り上げる。ミネット・エル・ペイダは、ウガリトの港湾都市と考えられ、後期青銅器時代の東地中海交易活動を考える際、重要な遺跡である。

扱う資料は、1932年にシェイファー(C.-F. A. Schaeffer)による当該遺跡の調査が終了して以来、約60年ぶりに追加された新資料であり、計177点の副葬遺物を有する未盗掘資料である点で、

資料的価値が極めて高い。その資料化と分析は、後期青銅器時代の北西シリアの定点資料となる意味において重要である。本発表では、当該資料の年代的位置づけを行うため、埋葬遺構の帰属年代の考察を試みた。

分析対象は、埋葬遺構と土器編年が確立しているミケーネ土器、キプロス土器である。埋葬遺構の築造年代は、主要構築部材が切石である点や構造から、後期青銅器時代 II 期を遡らないと考えた。

ミケーネ土器は、後期ヘラディック（以後 LH と記述）IIIB 期に帰属するものが主体（①）だが、鑑壺とアラバストロンに LHIIIA2 期に遡るもの（②）も確認できる。また、アラバストロンには、LHIIIB 期から IIIC1 期まで継続する型式（③）も存在している。

キプロス土器は、後期キプロス（以後 LC と記述）IB 期から IIB 期に帰属する尖底壺（④）と、LCIIC1 期に帰属する通称ミルクボールと呼ばれる鉢（⑤）に分類できる。

以上より埋葬遺構の帰属年代上限は、②の存在から LHIIIA2 期と考えるか、もしくは若干含まれる②を伝世品と考えるならば、①から LHIIIB 期と考えられる。一方で④の帰属年代は、埋葬遺構の築造年代より LCIIB 期に限定される。よって、上限年代は LHIIIA2 期と考える方が理解しやすい。

下限は③より LHIIIC1 期の可能性がある。しかし、③が 1 点のみである点、LHIIIC1 期に典型的な土器の欠如している点、ウガリトの崩壊年代が紀元前 1185 年頃と考えられている点から、LHIIIC1 期にもミネト・エル・ベイダが港湾都市として機能していたとは考えにくい。よって、下限年代は LHIIIB 期におさまる可能性が高い。

以上より、埋葬遺構の帰属年代は紀元前 1350 から 1185 年頃の約 165 年間であると結論づけることができる。この年代的位置づけにより、30 点に及ぶ青銅器製品をはじめその他の副葬遺物をミケーネ、キプロス、南レヴァントと比較検討することが可能となった。今後各遺物を比較分析し被葬者の性格を明らかにし、さらにはミケーネ、キプロス、レヴァントとの交流の実態に迫っていきたい。

7. エジプト古王国の王と官僚 — 墓碑文にあらわされる王権観

畠守 泰子

古王国時代後半期にギザやサッカラなどの王墓地に建造された官僚たちの墓には、墓主の経歴や功績を記した自伝碑文が数多く残されている。こうした自伝碑文には、王と墓主の関係に関する言及を含むものが少なくないが、加えてそこに王が官僚に宛てた手紙の写しや王が下賜した碑文などが含まれている場合もある。年代記や勅令などの公的な性格の強い史料と比べ、これら官僚の墓碑文の記述には王と官僚の実際の関係が反映されている可能性が高く、さらに王と官僚それぞれの立場から見た両者の関係、あるいは王権観の違いを垣間見ることもできる。本報告は、こうした自伝中の王に関する言及および王からの手紙の写しを手がかりに、古王国時代後半、とりわけ古王国の官僚制の転換期である第5王朝期を中心に、王と官僚（高官）の関係がいかなるものであったのか検討を試みたものである。結論は以下の3点に要約される。

① 墓碑文に現れた王と官僚の関係は一見すると圧倒的な権力・財力の差に基づく上下関係であるように見える。官僚は言葉と行為で王を喜ばせ、王は官僚を賞賛・寵愛し、褒美を与えるという構図である。しかし、第5王朝の王が与えた褒美は、主に棺や偽扉、供物、装身具などであり、墓そのものが与えられた第4王朝期の王族や寵臣の場合と比べると、報賞の価値は低下していたと考えられる。また官僚たちの方からの要求に応える形で褒美が与えられる例が多く、官僚たちが一方的に受け身の立場にあったわけではなかった。

② ①に見られるような奉仕と寵愛の相互授受の関係は、王と個々の官僚の間に結ばれたきわめて個別的・個人的な関係であり、制度的・体系的なものではなかった。王の官僚に対する賞賛や報賞も、何らかの客観的な基準に基づくものではなかったようである。

③ 自伝碑文や王の手紙には、王が神の下位にあり神の寵愛を一方的に受ける存在とする認識が示されており、王の呼称にも神性を明示する表現は見られない。ただし、王が自らの工房で製作させて官僚に下賜した碑文の中には、王の神的な力や知恵に関する言及もあり、そこには自らの神性を官僚たちに印象づけようとする王の意図を読み取ることができる。

第2部会

1. シナイ半島における初期イスラーム・ガラスの変容 — ラーヤ遺跡出土品を中心に

真道 洋子

中近東文化センターが1998年以来発掘を行っているエジプト、シナイ半島ラーヤ遺跡から出土した1万点以上に及ぶガラス器は、初期イスラーム・ガラスの変容を明らかとし、シナイ半島南部における物質文化の変容の一端を解明することができる貴重な資料である。昨年度から発掘を開始した居住区では、城塞区の出土遺物の年代が9-11世紀中心であったのに対し、居住区では9世紀以前に遡る。

居住区出土ガラスについてみると、器形では、城塞区で圧倒的多数であった円形口縁のビーカーに対し、折り返された薄手のビーカーが高い出土率を示している。瓶類では、折り返し口縁をもつ小瓶が主で、城塞区で一般的に見られた、濃青丸底瓶、大瓶などは希少である。装飾技法では、城塞区では、型、ピンサー、刻線、カット、ラスターなど多様な装飾が見られたのに対し、居住区では、ピンサー、紐装飾に集中し、とくに、紐装飾の割合が高いことが指摘できる。これらの居住区出土ガラスの傾向は、いずれも8世紀の特徴を示している。

パレスティナ地域においては、749年頃におきた大地震が年代区分の基準となり、ラムラ、カエサリア、ティベリアスなどの出土品から地震の前と後で、ウマイヤ様式とアッバース様式の編年が組まれている。この編年をラーヤ遺跡出土ガラスに当てはることで、出土ガラスのウマイヤ期とアッバース期に分類が可能である。この検討の結果、居住区出土ガラスに8世紀半ば以前のウマイヤ様式が含まれることが明らかとなった。これによって、居住区がすでにウマイヤ期に機能していたことが、ガラスの面からも確認された。

さらに、現在、東京理科大学との共同で行っている可搬型蛍光X線分析装置を用いたガラス組成の解明によって、ナトロンを原料に用いた後期ローマと共に通する組成が居住区の大多数を占め、9世紀以降に主流となる植物灰を用いた組成が希少であることが明らかとなった。これによって、組成の面からも、居住区ガラスの年代および前時代からの技術継承が確認され、さらには、Srの含有量の差から地域性も明らかとされる可能性も提示された。

以上の検討の結果、シナイ半島南部における最初期のイスラーム・ガラスの変容状況をはじめて明らかとすることができた。

2. 古代エジプトの初期ファイアンスタイル — 第3王朝ジェセル王のタイル分類を中心に

山花 京子

古代エジプトのファイアンスタイルと言えば、最もよく知られているのが古王国時代第3王朝時代のジェセル王ピラミッド複合体より発掘されたタイルだが、それよりも500年ほど遅る初期王朝時代にはすでに出現していた。今回の発表では、古代エジプトのタイルの歴史を初期王朝時

代から振り返り、ジェセル王のタイルに至るまでの形式的变化を追った。

初期のタイルは大型のものが多く、大きさも形も一定の規格のものを大量生産というよりは、さまざまな大きさのものをそれぞれの用途に合わせて作っていたようである。表面は畝状のものが多く、壁面に取り付けるために背面には突起があり、その突起には紐を通すための孔があけられていた。時代を経るにつれ、タイルの形状は小型へと移り変わる。

ジェセルのタイルは縦・横・厚みがほぼ同一規格で作られているだけではなく、形状や色に至るまで統一されており、このようなタイルを大量に生産することができた当時の窯業技術の高度さを知ることができる格好の例である。さらに、タイルの裏には刻文がある例が多い。果たしてタイルの色やサイズ、そして裏の刻文の有無と種類がどのように関連するのだろうか。本発表ではジェセルのタイルを計測し、統計処理を行った。その結果、タイルは大きさによって大型、中型、小型の3グループに分かれ、そのうち中型のタイルの裏は象形文が多く刻まれている傾向が明らかになった。この象形文は、初期王朝時代から存在した労働集団（ファイリ）を示している可能性がある。

さらに、2001年には岡山市立オリエント美術館に収蔵されているジェセル王のタイルの高エネルギー蛍光X線分析を行った。その結果、タイル素地の組成成分に差異があることが判明した。これは着色剤として添加された銅の中に含まれる不純物に起因していると思われる。同じように見えるタイルでも組成成分が異なるという事実は、第3王朝時代の原材料産出場所が複数存在していたことを示唆している。

以上のように、ジェセルのタイルには王朝成立期にあらわれたタイル製作の伝統が受け継がれていることが明らかになった。さらにジェセルのタイルの計測と科学的分析結果を通して、複数の工房の存在や原材料の産出場所を推察するための手がかりを得ることができた。

3. 南西アラビア・ナジュラーン近郊の古代岩壁碑文の年代をめぐって 徳永 里砂

昨年に引き続き、2002年のサウディ・アラビア王国南西部、ビイル・ヒマー地域の第2次岩壁碑文調査にて登録した碑文史料の分析結果を発表した。ビイル・ヒマーは、ナジュラーンの北方約80kmに位置する村落であるが、古くから良好な水場として知られる。南アラビアの諸都市からナジュラーンを経由して北上する内陸の交易路は、この地域にて、湾岸方面とシリア方面に分岐したと考えられ、ビイル・ヒマーとその周辺地域は、アラビア半島有数の岩壁碑文の集中地帯となっている。同地域には、サムード文字碑文、古代南アラビア文字碑文、アラビア文字碑文の他、僅かながらナバテア文字碑文等が見られる。今回は、古代の碑文を中心に、岩壁面での碑文の重複関係からこの地域におけるこれらの碑文の年代を考察し、また、碑文の分布について調べた。

1. サムード文字碑文

調査地域の中では、サムード文字碑文の数が最も多く、かつ広範囲に分布する。文字にはある程度の段階的発達が認められる。岩壁面の考察では、サムード文字碑文が古代南アラビア文字碑文より以前に刻まれたことが確認された。

2. 古代南アラビア文字碑文

書体から判断する限り、この地域の碑文の年代は、前1千年紀前半のものから、後5、6世紀のものまで様々である。また、同地域および隣接地域より発見された古代南アラビア文字碑文の中には、明らかにイスラーム時代に刻されたものが存在する。多くの古代南アラビア文字碑文は、調査地域の東側に分布する。

3. アラビア文字碑文（クーファ書体）

この地域のイスラーム時代の碑文に関しては共同研究者が研究を行っている。これらの碑文はイスラーム時代初期のもので、年号の記された最古の碑文は、後7世紀半ばに位置付けられる。古代南アラビア文字碑文と同じく、アラビア文字碑文も調査地域の東側を中心に分布し、大半が古代南アラビア文字碑文と同じサイトで発見された。

4. ナバテア文字碑文

紀元前後のナバテア人の交易活動範囲は広大であった。彼らの交易拠点は中央アラビアのファーウに存在し、また、ドイツ考古学研究所によって、最近、イエメンのシルワーフにて、南アラビア語（サバ語）とナバテア語の二言語で併記された碑文も発見された。ビィル・ヒマー地域のナバテア文字碑文は、調査域の東側の古代南アラビア文字碑文の多いサイトで発見された。

4. ジュルファールの都市性

佐々木 達夫

ジュルファールはアラビア半島ペルシア湾岸の14世紀中頃から16世紀中頃に栄えた600m×150mの島状都市で、住居変遷と生活用品の層位確認を重視して発掘した。年代は出土した中国染付・青磁から推定した。1期(7層)は14世紀中頃で漁民がナツメヤシ枝葉家を海岸砂浜に建て漁業を営んだ。自然条件の変化で砂堆積が継続的に進み居住条件が整った。2期(6C層, 6B層)は未焼成泥・砂レンガ積みの住居が現れた。3期(6A層)は14世紀後半で未焼成泥レンガ積み住居が建ち道路も整備され、町から都市へ発展した。この期のみナツメヤシ枝葉家が建つ空間がなく、貿易による町の繁栄を示す。4期(5層, 4層)は14世紀末から15世紀初で泥レンガ積み住居が継続され密集度は下がる。5期(3層)は15世紀前半で泥レンガ積み住居が継続され家畜小屋もある。6期(2層, 1層)は15世紀中頃で泥レンガ積み住居の質も落ち空き空間が広がる。

300枚ほどの古地図を検討すると、1596年アムステルダム地図にジュルファールが記され、17-18世紀地図に多く記され、真珠採取地や森を描くのは19世紀であった。遺跡が栄えた当時の地図はない。遺跡付近の地形は海岸地域、平坦地・平原、山、砂漠で、海岸地域は漁民農民が住み人口が多い。ジュルファールは夏も居住した通年都市で季節移動はなかった。波静かな内海に船は停泊し、海原に浮かぶ船からは色鮮やかな美しい都市景観が見えた。3期6a層の密集した町並み道路泥壁にある小さな木製門を入ると中庭や井戸もある。中庭左右に長方形プランの未焼成泥レンガ壁作り小部屋が並び、家族の寝室・居室、台所、倉庫、ナツメヤシジュース製作場、トイレがある。同じ層位内の家跡の増改築は息子の結婚で別寝室を作ったのだろう。

都市を支えた生活圏は広い。入り江を渡った山際に至る5kmほどの平坦地の山際から4kmは農耕地だった。収穫されたナツメヤシや農産物が町内で利用され、山羊/羊も農耕地周辺の荒地で放牧された。安定した生活圏・食料供給圏が周辺にあり、人口増加に対応し、都市基盤に安定性を与えた。人口増加と都市化は職業の多様性を生み、家族単位の農漁業、放牧が崩れ、漁業、商工業が主産業となった。都市形成と衰退はホルムズとの政治経済関係及びペルシア湾貿易状況が関係した。

5. エジプト古王国時代の供物リスト — Jdwt のマスタバ墓調査より

杉 亜希子

エジプトのサッカラにある古王国・第6王朝初頭のイドウート(Jdwt)のマスタバ墓では、2003-04年に地下埋葬室の壁画修復・保存のための事前調査が「日本・エジプト合同マスタバ調査ミッション」によって行われた。この埋葬室の北と東壁にはプラスターの上に書かれた供物リストが、剥落の危機に瀕した状態で残されている。本来全部で96項目にわたる供物が記されて

いたと思われるこれらのリストは、単なる供物品の羅列ではなく、厳密には、被葬者のために行われる埋葬儀式の一環として供物奉納の儀式に基づいていたと推測される。

本発表ではまず、G. Lapp のまとめた供物奉納儀式の基本構成 5 段階（1. 冒頭儀式、2. 口開けの儀式、3. 2 回目の冒頭儀式、4. 被葬者への招待、5. 供物品の贈呈）に沿ってリスト全体を検証した。この供物奉納儀式は、ピラミッド・テキストにその原型が見られ、同様な構成の節を反復する呪文を「朗誦」しながら執行されたと考えられる。このリストの解明によって、「ホルスの眼」に見立てられる供物それぞれの「名前」がその奉納の呪文の「音」とかけ合わされる punning（掛詞）の技術の重要性が明確になった。「掛詞」のもたらす「魔術的效果」によって古代エジプト人はその墓の被葬者に与えるスアク（sAx）の効果を高めようとしたのである。さらに、同時代のピラミッド構造で見られる太陽を中心とする宇宙を反映した人工的な「小宇宙」創造の概念をマスタバ墓の地上と地下の二重構造に当てはめることで、埋葬室における供物リストの配置意義、死者の再生への移行効果を検討した。

6. 神官タの墓における地上遺構の建築復原

西本 真一

2004 年の春におこなわれた早稲田大学ダハシュール調査では、プタハ神官タを被葬者とする神殿型の墓を対象として発掘が進められた。この墓は 1996 年 3 月における試掘調査によってあらかじめ存在が確認されており、石灰岩製の地上遺構の一部はすでに残存状況が記録されていた建物址である。今次調査では被葬者の同定、建造年代の解明、また全体の規模と地上遺構の平面構成に関する把握を主な目標とし、地下の各室、並びにシャフトの入口周域における発掘調査がなされた。その結果、出土円柱片などに刻まれていた銘文帯から「プタハ神のウアブ・朗唱神官」の称号を持つ被葬者タの名前を明らかにすることができ、新王国時代後朝の神殿型貴族墓と結論された。

地上遺構はマウンド状に盛られた土砂の上に築かれている。シャフトの南西にわずかに残る敷石の上面には壁体の位置を示す刻線やモルタルがうかがわれ、壁の具体的な配置を部分的に知ることができた。一方、敷石の外側には石灰岩の小片や灰色のタフラが石の上面高さまで敷き詰められている様相が観察されたが、この硬化面の明瞭な段差の位置を手がかりに、遺構における南北の壁体の位置を定めることができる。遺構の西壁がどの位置に存在していたかという点に関しても同様に、硬化面の終端を手がかりとして予測がなされた。マウンドの起伏の様相や、また敷石がシャフトの東側に数点残る場所を考慮するならば、東壁があったと思われる位置についても推測がおこなわれた。新王国時代の神殿型貴族墓で一般的に看取されるように、遺構の西には 3 つの部屋が並び、その東側には通例のように、ほぼ中央にシャフトの入口を持つ中庭が配されていたとみなされよう。

長方形断面を有する柱片がいくつか出土したため、接合を試みた結果、ジェド柱がレリーフとして彫出されていた点が判明した。ジェド柱が神官タによって肩の位置まで持ち上げられているこのモティーフは、第 19 王朝の神殿型貴族墓で見られる角柱の典型的な装飾レリーフと酷似する。ジェド柱と被葬者が角柱に彫出される際、その向きに一定の傾向が認められる点は既往の研究において報告されており、神官タの図像の向きを考える時、合計で 4 本の角柱が存在していたことが導かれた。同地域におけるイパイ、パシェドウの墓に続き、タの墓に関しても規模と平面が提示されたことは貴重である。

7. カーウ・アル=キビールの石切り場に残存するアメンヘテプ3世の未完成巨像

遠藤 孝治

エジプトには数多くの古代の石切り場がナイル川沿いに存在し、とりわけ石灰岩の石切り場は、主に古王国時代のピラミッド石材を産出したカイロの東岸地域を除くと、中部エジプトのミニヤから南のルクソールまでの間に集中している。カーウ・アル=キビールも中部エジプトにある石灰岩の石切り場の1つであり、アシュートから東岸を南に45kmほど南下したハマーミーヤ村の裏側に位置している。

この石切り場については、すでに1930年にピートリが短い報告をおこない、近年ではクレム夫妻によって地質調査がおこなわれている。石切り場は、中王国時代のテラス式墳墓群の北側と東側の2箇所に存在し、2001年夏に現地を訪れたところ、東のグレコ=ローマン時代の横穴式石切り場では、天井に赤線やデモティック文字が確認された。当時の採石システムをうかがう上でこれらは貴重な資料である。

ここで最も興味深い遺構は、北側の石切り場で観察された。急峻な崖の下に大型の石灰岩ブロックが集中して残存しており、そこから緑地帯に向かって日乾燥瓦造の大斜路が続いている。最大のブロックの大きさは約 $4.05 \times 2.37 \times 2.05$ mである。ブロックのいくつかは曲面に整形されており、そのうちの1つは明らかにファラオの彫像の胸部から左腕、背中の四角い柱を造形したものと判断される。別のブロックも形状から座像の脚部であるように見えなくない。すなわち、切り出しを終えて粗削りでおおよその形を整えた巨像を、いざ長大な煉瓦造の斜路を準備して運搬を始めようとしたところ、彫像が破損したために、そのまま放棄されたと考えることが可能である。大斜路に用いられた煉瓦にはアメンヘテプ3世の王名を確認することができたため、この巨像も同王のために作られたものである可能性が高い。

ピートリやクレム夫妻はこの巨像について言及しておらず、報告は初めてのことである。ブロックの大きさからは、同時代の彫像のプロポーションを基にして、この巨像がかってどの程度の大きさを呈していたかおおよその復原が可能であり、古代エジプトの王の座像としては最大級の規模に匹敵するものであったことが推定される。長大な煉瓦造斜路の存在など、古代世界における極めて大型な石材の採石から運搬までの取り扱い方法を探るための好例の1つとして注目されよう。

8. ナークース山岩壁碑文群

川床 瞳夫

ナークース山は、シナイ半島南西部のトゥール市の北北西約13kmに位置するエジプト最大のアラビア語岩壁碑文集中地である。遺跡は紅海に面し、近くには、帆船の停泊が可能であるアブー・カファスの「浦」が存在する。この碑文群に関しては、1896年にシュティッケルとフェアヴォーンが取り上げ、数点の碑文を発表している。しかし、その後、この碑文群の存在は忘れられ、105年間、調査されることなく重要な史料が未発表のまま残されていた。報告者は、2000年8月にこの碑文群を再発見し、翌年2月から中近東文化センター・イスラーム・エジプト調査隊の調査の一環として5次にわたる調査を行ってきたが、2004年9月第6次調査で全碑文の登録作業が完了した。

その結果、ナークース山では、1712点の碑文および岩絵が登録された。これらの碑文はアラビア文字、ギリシア文字、コプト文字、ロシア文字、ラテン文字、ナバテア文字、現代ヘブライ文字で刻まれ、その他には十字架、聖カタリーナ修道院のマーク、船、ラクダ、鳥、壺などの岩絵、その他のマークなどが確認された。中心はアラビア語碑文で、約60%を占めている。その

ほか、ギリシア文字によるものが約 25%、岩絵・マークの類が約 12%、ラテン文字が約 3%、コプト文字、ヘブライ文字は各 10 点程度で、ナバテア文字は 1 点のみである。

これらの岩壁碑文の中には、年代が刻まれたものが 184 点見られる。ヒジュラ暦 2 世紀のものから現代のものがあるが、ピークはヒジュラ暦 4 世紀と西暦 1700 年代後半から 1900 年代前半のふたつである。

ヒジュラ暦年代が刻まれた碑文中の人名にはニスバを伴うものが多く、人の移動・人名研究・地名研究にとって重要な史料と言える。また、碑文はクーファ書体アラビア文字で刻まれているものが大半で、アラビア文字書体研究にも有効である。また、1600 年代後半から現れるギリシア文字、ラテン文字による碑文はシナイ半島南西部の近現代史の一侧面を示す貴重な資料である。

本発表では、ナーカース山碑文群の最終登録作業の結果に基づき、登録碑文数、碑文の寸法、碑文の内容、年代など、包括的な最終報告を行う。なお、碑文の確認・登録作業としては、今次が最終調査であるが、今後、碑文の刻まれた岩壁面（あるいは砂岩の岩肌全面）の保存作業を開始する予定である。

第 3 部会

1. ゾロアスター教徒東漸研究 — 中世の揚州、近代の澳門・広州・香港・上海・神戸

吉枝 聰子・青木 健

I. 本発表の目的

本発表の主題は、ゾロアスター教徒（以下、ゾ教徒）の東漸の実態の解明である。歴史上、ゾ教徒が大規模に東漸したケースは、2 回知られている。第 1 回はサーサーン王朝時代からその滅亡後にかけての時期である。サーサーン王朝時代には、ゾ教徒ソグド商人がシルクロード貿易に従事して中国内陸部に入り込んでおり、同王朝滅亡後には、イラン人貴族が大挙して中国に亡命したと言われる。第 2 回は、17 世紀以降、インドの植民地化が進んだ時期である。当時、インド系ゾ教徒は、インド・中国間でアヘン貿易に従事し、余勢を駆って極東全域に商圏を拡大した。しかしながら、これら前後 2 回に亘るゾ教徒東漸については、欧米研究者による先行研究に、相当の見落としがある。本発表は、特に漢字を解する日本人研究者の利点を生かして、この見落としを埋めることを目的とする。

II. 本発表の方法と資料

本発表は、主として「中国・日本での現地調査」に依拠している。ゾ教研究ではあるが、パフラヴィー語やペルシア語の資料には、関連しない。即ち、本発表で使用する資料は、我々が揚州・澳門・広州・香港・上海・神戸の各都市で得た、インタビュー・スライド・ビデオなどである。これらは、欧米の先行ゾ教研究が活用しなかった、独自の資料であると思う。

III. 本発表の問題設定

我々の問題設定は、時間軸に沿って、①中世のゾ教徒東漸と、②近代のゾ教徒東漸に 2 分される。

①中世のゾ教徒東漸に関して提起したい資料は、江蘇省揚州付近にある「自称・唐代に域外來華のゾ教徒の子孫村」である。彼ら自身の伝説に拠れば、彼らの先祖は 600 年代～700 年代に、イランからやって来たゾ教徒である。但し、付近には、「元末明初のイラン人ムスリムの子孫村」もあり、考証にはなお慎重であらねばならない。今回の調査では確定的な報告を行うだけの資料を蒐集できなかったので、この論点に関しては、本発表では簡単に触れるだけに留めたい。

②近代のゾ教徒東漸に関して提起したい資料は、澳門→広州→香港→上海→神戸と連なるゾ教

徒の土葬墓地と、それに纏わるアヴェスター語・グジャラート語墓碑銘である。曝葬を教義とするゾ教徒が史上初めて土葬を実行したと考えられるのが、これらの墓地であり、各墓地に残された墓碑銘から、彼らの葬送儀礼観—死生観—の変遷を読み取れる。特に、これらの中でも特異な神戸のゾ教徒墓地については、今回が初めての調査となった。

2. 東方キリスト教文学伝承の多様性 —『エジプト人マカリオス伝』を例に 戸田聰

発表者が現在準備中の学位論文のテーマは、スケーティス（現ワーディー・ナトルーン）におけるキリスト教修道制の創設者であるエジプト人マカリオスの『伝記』の校訂（正確には、そのコプト語版及びシリア語版の再校訂）・翻訳、及び、その他アラビア語・エチオピア語・ギリシア語などでも伝わる同伝記の写本伝承全体の研究である。

4世紀に生きた実在の人物マカリオスの実像に迫るために資料としては、『マカリオス伝』の価値は高いとは言えない。すなわち、より古い資料でマカリオスについて伝えるのは『エジプトの修道者列伝』、『ラウソスに獻じる修道者列伝』、『師父たちの金言』などだが、『マカリオス伝』はこれらを素材として著述されたレトリカルな作品である可能性が高い。同伝記の史料価値は、伝記が著作された時代に、マカリオスの時代の修道制がどのようなものとして理解されていたか、また、ワーディー・ナトルーンの地理に関する情報、といった点にかかわると思われる。

ところで、このようにして成立した『マカリオス伝』自体の伝承の経過には興味深いものがある。すなわち、同伝記は9世紀にサヒド方言からボハイル方言に翻訳されたが、この翻訳は、現存のボハイル方言の文学の大宗を生み出したマカリオス修道院での翻訳運動の一環を成すと考えられる。次いで同伝記は、やはり9世紀初頭にワーディー・ナトルーンに成立したシリア修道院で、ボハイル方言からシリア語へと翻訳された。次に来るのはアラビア語版への翻訳であり、つまり翻訳の順序はコプト語→シリア語→アラビア語となるが、このような翻訳の仕方は知られておらず、かつフナイン・イブン・イスハークによるギリシア医学書の翻訳の仕方（ギリシア語→シリア語→アラビア語）を想起させるものであり、注目に値する。そして、アラビア語版からは一方でエチオピア語版が成立し、他方で、大幅な書き換えを伴いつつギリシア語版が成立した。このうち後者は、十世紀以降のビザンツ聖人伝文学上の周知の現象であるメタフラシス（当時の文体的趣味に即した書き換え）が、単にギリシア語からギリシア語への書き換えだけでなく、他の言語（この場合はアラビア語）からギリシア語への書き換えでもありえたことを示す事例として、注目に値する。

本発表のような事例研究の積み上げを通して、オリエントにおける異文化交渉のありようがより鮮明に浮かび上がることが期待される。

3. 中エジプト語における形態 pw の機能について 小山彰

中エジプト語の2項名詞文である Apw 文は、述部名詞句 A と3人称指示代名詞主部である形態 pw の連鎖と統語分析され、「彼（彼女／それ／彼ら／それら etc.）は A だ」と一般に訳出される。しかし構造的にこの構文に相当する一部の文では、むしろ「A のだ」という形式で訳出されたほうが文脈適合性は高く、特に述部名詞句スロットに完全文が埋めこまれた場合にその傾向が顕著である。（以下、 Spw 文と表記）

ir Dd=f ny anx=f pw (pEbers 97 13)

「もし彼が『ニイ』と言うならば、彼は生きるのである」

本発表では日本語の「のだ」構文との対照を通じ、单一の形式として Spw 文というカテゴリ

ーを抽出するとともに、その意味・用法上の機能、ならびに形態 pw の機能の比定を試みた。

「のだ」構文の機能の記述には野田(1997)による分析を適用したが、Spw 文と対比されるのは野田の 1 次区分における「ムードの『のだ』」である。さらにその 2 次区分には、2 つの素性「関係づけ：非関係づけ」、「対人的：対事的」を組み合わせた 4 つの機能区分が存在するが、物語・教訓・医術・宗教テクスト等に現われる Spw 文について、そのテクスト上での機能と、訳出された「のだ」の機能区分を対比したところ、以下のような対応関係になった。

- ①関係づけ、対人的「のだ」：解説・診断、注釈、理由、原因、内容の総括の提示
- ②非関係づけ、対人的「のだ」：場面の提示、場面の転換、事態の提示
- ③関係づけ、対事的「のだ」：状況からの推測による事態の把握
- ④非関係づけ、対事的「のだ」：直接的な事態の把握

結論として Spw 文の基本的な機能は、「ムードの『のだ』」に準じて名詞句スロットに埋めこまれた要素(事態 Q)を話し手(書き手)の心的態度(説明のモダリティ)をともなって提示・把握することと理解された。また Spw 文における形態 pw の機能は、要素(事態 Q)を埋めこむためのスロットを提供する、形式的なものであると考えられた。

【参考文献】 野田春美 『「の(だ)」の機能』 日本語研究叢書 9、くろしお出版、1997

4. 中エジプト語の m=k の意味論

永井 正勝

従来のエジプト学において中エジプト語の m=k は「非後接の小辞 (non-enclitic particle)」として定義され、その意味や機能に関しては「心の中に生き生きと存在している事実を描くのに使用される」、「その字義通りの意味は Behold だが、意訳されたり翻訳されなかつたりする」などと説明されてきた。しかしながらこのような学説は、m=k 構文を網羅的に収集した上でその意味・使用法を体系的に提示したものではなかった。そこで本発表では、m=k 構文を網羅的に収集した上で、m=k の意味を言語学の立場から体系的に説明することによって、中エジプト語の意味論を考察するという手法を採用した。またコーパスは、写本の成立年代の近い文学作品に限定し、『シヌへの物語』『難破した水夫の物語』『ウェストカー・パピルス』の 3 作品を選定した。

分析の結果、次の諸点が明らかとなった。①m=k は日本語研究の世界で提示されている伝達態度のモダリティとして位置付けられる。つまり、日本語の「ぞ」「よ」「のだ」に近い意味と用法を持つ。②m=k は命題への認知度(着目度)が「話し手>聞き手」となる際に、相手に命題内容を認識してもらうべく發せられる。具体的には(ア)相手と異なる見解や、相手が特に意識していない事柄を述べるとき、(イ)相手の意識を変えさせようと思うときに使用される。また m=k 構文は(ウ)視点・内容を転換させる際にも使用される。③m=k の語源は願望のモダリティを持つ動詞 m(見るよう)と代名詞主語の=k(あなたが)である。しかし、m=k 全体で聞き手に命題内容を認識させることを意図した伝達態度のモダリティを示す。これは、「あなたが見るように」という m=k の語義的な意味と関連している。④伝達態度のモダリティを十分に持たない言語においては、m=k の翻訳が難しいものと思われる。欧米語のモダリティは元来、「命題めあてのモダリティ(認識的モダリティと義務的モダリティ)」が中心であったため、m=k をモダリティとして認定するには至らなかったものと思われる。それゆえ、欧米で提出された概念・用語に依拠・満足するのではなく、日本語研究の概念・用語をも視野に入れた上で、一般言語学的見地から中エジプト語を分析することが必要だと思われる。本発表はそのささやかな試みである。

5. 新エジプト語 — 文学語の文法構成に向けて

笈川 博一

第20王朝の非文学語に限定した Cerny-Groll が出版されて以来、その方向での活動がなくなっている。筆者は限定したコーパスの文法構成を文学語に広げようとするものである。

しかし文学語には非文学語にない多くの問題がある。その第一はコーパスのサイズが小さいことだ。Love Songs など少数の例外をのぞくと、そのほとんどが Gardiner : Late Egyptian Stories に入ってしまうほどである。またその中でも Wenamon には文学語、非文学語のどちらに入るかどうかについての議論があり、コーパスはさらに小さくなるかもしれない。

第二に問題となるのは年代決定の困難さにある。非文学語はその性質上、一回的な文書であり、文書自体に内在する証拠・周辺の証拠などから年代決定が比較的容易であるが、文学語の場合にはたとえ現存するパピルスの時代決定が可能であっても問題は解決しない。The Two Brothers のコロフォンにあるように、筆写が繰り返された可能性が高いからだ。そこに記されている書記が19王朝に実在することは事実だが、それはその作品が同時代に書かれたことを意味するかどうかは分からぬ。また Khensemhab and the Spirit のように複数の写本が残されていることによっても作品の継続性が示されよう。時代はちがうが Sinuhe にも数多くの写本が残されている。さらに The Qadesh War を筆写したと思われる Pap. Salier を見ると、その自由度は非常に高く、原文に忠実であるよりは、筆写した者が慣れている文法、スペリングなどを優先して筆記しているのが見て取れる。文学作品が筆写される場合と同じことは起こらなかつたのだろうか。

こうした限界を持つコーパスを一体とした文法構成はどうすれば可能なのか。現在のところそれに対する解答はない。そこで筆者はそれぞれの作品を精査して最小単位の文法構成を行うところから出発したい。それらを比較することによってあるいは“文学語文法”が可能になるのかもしれない。そこで今回の発表では The Two Brothers における第3未来の分析を提案した。

6. 古代エジプトにおけることばあそび

白川 栄美

要旨未提出。

7. 麒麟の変遷とその原像について

北 進一

麒麟は、中国において龍や鳳凰と並ぶ聖獸である。しかし、その起源や成立については、中国古来の鹿崇拜による自然発生説と、古代オリエントから派生した一角獸表象の伝播説に大別され、いまだ確たる結論は得られていない。『春秋公羊伝』などの文献からすると、麟(麒麟)は、おそらく孔子の晩年、紀元前481年頃にはその存在が意識され、戦国末期から外来の仁獸として認識され、後漢代に隆盛した天人感應思想に基づき、瑞獸として画像石などで盛んに図像化されてゆくが、その造形例となると、漢代より前のものは確認されていない。麒麟の形態を明確に記す文献は、後漢の許慎の『説文解字』が挙げられ、「麒，麒麟，仁獸也。麋(なれしか)身，牛尾，一角」とする。河南省偃師市李家村の窖藏から出土した、後漢代の銅製鍍金の麒麟像は、この定義にほぼ合致し、山東省嘉祥県の武氏祠の画像石やロウラン古城出土の「永昌」の錦にも類似の麒麟像が表現されている。一方、江蘇省邳県の後漢・彭城相繆宇墓で発見された画像石には、馬の体型をして先端が三角形を呈した一角と長い尾をもった麒麟像が描かれ、榜題に馬偏で「駢麟」と書かれていた。このような後漢代の麒麟の原像として、『前漢書』卷96上・西域伝に載る、現在のアフガニスタン・カンダハル地方とされる烏弋山離国にいた「桃拔」や、北方ユーラシアの駒鹿(ナレシカ)などが想起できる。特に馬型麒麟の場合は、江蘇省徐州市睢寧県九女墩の画像石のように肩に翼がつくものが多く、西方のペガサスとの関係性が問題となるが、麒麟は漢代の各

種銅鏡に天界の方角を守る一角有翼獸として表された可能性もあり、瑞獸として天から使わされた時に翼の表現が付けられたとも考えられる。そして、このような有翼麒麟は、六朝時代の帝陵では、天から下された鎮墓獸として参道に一角・二角の一対で置かれた。それらは、体型が鹿や馬ではなく、後漢代に天禄や辟邪と呼ばれた、「桃抜」とは別系の伝統的な虎型の鎮墓獸を祖型としたものと考えられる。しかしながら、鹿型麒麟の「桃抜」も中国において一角の「天禄」や二角の「辟邪」とみなされていたため、六朝帝陵の一対の石獸と混同し、それらの石獸が天帝から下された皇帝の靈を守る麒麟と呼ばれたと推測できる。さらに、六朝帝陵の麒麟像は、西方伝來の最新の鎮墓獸である獅子の体型の一部を取り入れ、その形態を変容させ、後世の獅子型麒麟の礎になったものと思われる。

8. 古代の要衝としてのダレル 法顯伝『陀歷』— パキスタン北部地方 古代交通現地調査 2002, 2003

土谷 還子

法顯が訪れたとして知られる『陀歷』(ダレル) の渓谷の最奥の地で実施された現地調査で、ダルバンドと呼ばれる『関所』の遺跡が確認された。本発表では、古代仏教世界の巡礼地『陀歷』が要衝であったことについて検討したい。

5世紀初頭に法顯が東トルキスタンのダシュクルガンから、『葱嶺』(パミール) を一ヶ月かけて越え、まっ先に目指したのが『陀歷』であった。5世紀初頭、陀歷はすでに、仏教世界で最初期の大仏像の巡礼地として注目されていた。陀歷に八丈の木造の彌勒大仏像があったと、法顯伝にも記されている。

しかし陀歷の現地調査実現には大きな難関があった。部族抗争多発地として恐れられ、外部の接触は皆無に近いダレルに於ける学術調査は、不可能とまで評された。事実、1913年の、オーレル・スタインの最初の学術調査以来、ダレルに於ける『法顯』に関する調査は、実施されていなかった。幸い、数多の困難が解決され、本調査開始8年目の1998年に、ようやく初のダレル調査が実現した。以来、徐々に長さ50キロのダレル渓谷の奥に向かって調査を重ね、その結果は逐次、本学会で発表してきた。最大の難関は、法顯がパミールから、カランバル／イシコマン／シンガル渓谷経由で到達したと推定される、ダレル渓谷最奥の地域調査であった。危険を伴い、実現までに多くの困難を克服しなければならなかった。幸い地元の協力を得、2002年の予備調査を経て、2003年に、最上流地域の知見を得る事ができた。スタインが未踏で終わり、学術調査も全く行なわれていなかった、シンガル渓谷経由、パターロ峠／ヤジュール峠を経てダレル渓谷最上流部に至る地帯の踏査を、遂に実施することができた。

今回の調査では、ダレル渓谷の入り口が下流部ではなく、上流部にあったこと示す防衛施設の遺構が、最上流部で発見された。渓谷の最狭地点に、人が騎乗したままの馬が一頭ずつ通過できるダルバンド(関所)の門跡と、対岸の山の斜面に沿った、長い防衛壁が認められた。またバタフン峠からダレルの城塞『ラジコット』まで、外敵の侵入を、火を焚き、音で知らせる仕組みがあったことが判明した。このように、要衝であったダレル渓谷に、有数の巡礼地として隆盛した仏教寺院が、ダレル渓谷の最下流で、最も安全な地点に位置していた事実に注目して、『陀歷』に関する解明の一端を試みたい。

第4部会

1. エジプト第6王朝における称号 *imy-r t^c3ww*(イミイ・エル・イアアウウ)の所持者たちの所持称号 — エジプト第6王朝の対ヌビア政策との連動性

秋田 宣孝

エジプト第6王朝を通じて、対ヌビア政策にかかわった（エジプト人）役人は称号 *imy-r i^c3ww*（イミィ・エル・イアアウ）の所持者たちであったことはヌビア地域に残された岩壁碑文、およびアスワンの彼らの墓に見られる自伝碑文から明らかである。

従来の研究として、大半がアスワンの称号 *imy-r i^c3ww* の所持者たちの墓に残る自伝碑文（ハルクフ、ペピナクト・ヘカイブ、サブニ2世、サブニ3世）から読み取れる内容から、概ね称号 *imy-r i^c3ww* の所持者たちがヌビアとの交易に従事し、これをとらえて第6王朝全体を通じての対ヌビア政策とする論調にある。もちろんハルクフなどの自伝碑文からは交易を強く念頭に置いていたことを読み取ることができるが、アスワンに称号 *imy-r i^c3ww* の所持者たちが拠点（墓の確認）を置いて以降のことであり、つまり、第6王朝後半期のことである。

対ヌビア政策において第6王朝時代を通じて、一貫として称号 *imy-r i^c3ww* の所持者たちが起用されてきたが、第6王朝後半期にあたるメルエンラー1世治世治下の称号 *imy-r i^c3ww* の所持者ハルクフの起用をもって、つまりヌビア地域と国境を背にする上エジプト第1州のアスワンに称号 *imy-r i^c3ww* の所持者たちの配置をもってして、第6王朝のヌビア地域とのかかわりかたに変化が起こったと考えられる。

また、史料の問題としては、次のような点があげられる。アスワンにおける称号 *imy-r i^c3ww* の所持者たちの伝記碑文はヌビア遠征について多くの情報を与えてくれるが、その一方で、その時期がすべて第6王朝後半期となる。これに対して称号 *imy-r i^c3ww* の所持者たちが遠征先の岩肌にグラフィートの形式で残した岩壁碑文は第6王朝を通じて確認できるが、その性質が名前と称号 *imy-r i^c3ww* とわずかな称号のみで、ほとんど銘文を伴わないことで、従来、研究者の間で史料として大きく取り上げられることができなかった。しかし、岩壁碑文の性質が名前・称号のみということから、岩壁碑文として残す際にこれらが重要な要素であったと考えられる。

称号というものが、エジプト中央の行政上の意図を反映するものと考え、従来あまり取り上げられなかった岩壁碑文を史料とし、特に第6朝時代を通じて対ヌビア政策に係わった称号 *imy-r i^c3ww* の所持者たちの所持称号の分析を行い、第6王朝時代の対ヌビア政策の変化との連動性をあげることで、この時期の対ヌビア政策をより明らかにできるものとした。

2. セレウコス朝及びアルシャク朝支配下のバビロンにおける「統治者礼拝」

三津間 康幸

本発表においては、これまでの多くの研究でいわゆる「統治者礼拝 Ruler Cult」として認識されてきた、セレウコス朝・アルシャク朝時代のバビロンにおける王の「生命のため」の供犠と、それと儀式の手順を同じくする供犠の諸事例を合わせて検討することによって、当時の時代状況の中で統治者に対する崇敬がバビロンでいかに取り扱われてきたのか、明らかにしてみたい。

セレウコス朝治下のバビロンにおいては、アンティオコス3世の治世中の前205/4、188/7年に王自身が入市して初めて王や王族達の「生命のために」供犠を執り行った。これは、王の「生命のため」の供犠の王主導での導入と考えられる。アンティオコス死後は、アルシャク朝のバビロニア征服（前141/0年Ⅲ月）の直後まで、王や王族達の「生命のため」の供犠は、バビロンに入市した属州高官達によって執り行われていった。しかし、前145/4年Ⅶ月には、「アッカド（バビロニア）の将軍（ストラテゴス）」アルダヤが、彼の「生命のために」犠牲を捧げている。セレウコス朝王権の弱体化が、このような形で現れているのであろう。

さらに、アルシャク朝もフラハート2世の治世に入ると、王の「生命のため」の供犠は王や王族ではない供犠者自身の「生命のため」にも捧げられるようになる。一方、供犠の手順は共通で

ありながら、神に捧げられるのみで、王や供犠者の「生命のため」には捧げられない事例も存在する。特にミフルダート1世の死の直後の前1387年-前1376年にかけての時期や、「アラブ」のバビロニアにおける活動が最も激しかった前1254年に後者の形式が採られていることは、この頃には、供犠に関わってきたバビロンのエサギラの議長・議会が供犠の主導権を握り、当時の情勢に合わせて供犠の形式を変化させていたことを意味するのであろう。

王の「生命のため」の供犠が供犠者の「生命のため」という形式を兼ね備えないで再び執り行われるのは前1087年を待たねばならない。ミフルダート2世治下で、「アラブ」による混乱が収束しつつあったこの時期に、王朝の中心地であるメディアからやって来た高官によって為されたこの供犠は、バビロンにおける統治者崇敬に対する王権側の主導権の復活を意図した儀式であったのかもしれない。

3. 新アッシリア時代の王碑文における「敵」の描写

青島 忠一朗

前8世紀半ばに即位したティグラトピレセル3世は精力的に遠征を繰り返し、アッシリアの勢力拡大に努めた。広大な領土と多くの属国を従えたティグラトピレセル3世以降の王碑文には、「敵」についての新しい表現が増加する。それらはアッシリアへの反旗を翻す反乱者として「敵」を描く。多くの国々を支配下に置くことは、反乱の増加につながるが、それだけでなく、「敵」の新しい描写の出現は、この時代のアッシリアの征服戦略も反映している。

「敵」についての新しい表現は、「敵」を一度はアッシリアの支配に従うが、後にアッシリアへの義務を怠り、反逆行為を行う反乱者として描く。反乱者は、アッシリアの輦を捨て、服従の証とされたアッシリアへの貢納や使者の派遣をやめ、忠誠の誓いを破る者たちとされた。また、アッシリアに対して陰謀を画策し、時には反乱を煽動する者として表される。

「敵」の新しい表現がティグラトピレセル3世の王碑文から使われ始め、その多くが属国の義務と関係することは、アッシリアのこの時代の征服戦略と無関係ではない。アッシリアは9世紀以降から、征服地に対して一つの征服戦略を発展させ、領土拡大を推し進めてきた。まず、征服した国に対し、忠誠の誓約を結ばせ、貢納等の義務を負わせて属国とする。実際に反乱が起きた場合、または属国が義務を怠り、アッシリアへの反乱の意志ありとみなされた場合、征服される。征服後はアッシリアの新しい属州となるか、既存の州に組み入れられ、アッシリアの官吏(役人)が知事として統治する。

アッシリアのこの統治政策は、王碑文にも反映されている。特に征服地の属州化については、中アッシリア時代には漠然と記されていたが、ティグラトピレセル3世の王碑文では属州化する範囲が明確にされ、その統治についての表現も現れる。

アッシリアの征服戦略の表現が王碑文で確立するのと同時期に、「敵」を反乱者として描く新しい表現が出現することは、アッシリア王の属国への遠征を正当化する目的があったことを示す。反乱に対する懲罰遠征という名目は、アッシリアが領土拡大を推し進めるなかで、なくてはならないものになった。新しく現れた「敵」の描写は、反乱の増加だけでなく、アッシリアのとった征服戦略をも反映する。

4. 先ヒッタイト期アナトリアの王権

川崎 康司

前二千年紀後半以降の国際外交において霸者を意味する「大王」号の成立について、先ヒッタイト時代（前18世紀以前）アナトリアへの先進的王権觀の移入過程から考察した。

メソポタミア地方での霸者の王号は元来、「シュメール・アッカド地方の王」のような支配領

域に焦点を当てたものであり、しかも、ウル第三王朝によるメソポタミア地方を越えた帝国支配において「王」を自称出来るのは、唯一、ウル王のみであった。この伝統的王号の権威に対し、新たな王権觀が必要とされるのは、各地に独立を果たした大小様々な支配者すべてが「王」を自称するようになる古バビロニア時代の再統合過程であり、北メソポタミア平原に霸權を確立したシャムシ・アダドが「大王」号を自称・呼称として使用したのも、未だに地方的霸權觀や領域概念が確立していなかったこの地域の霸者として、各地に乱立した「王」自称者たちを凌駕・支配する自らの存在（王の中の王=大王）を区別する目的であったと理解される。

一方、古アッシリア交易の顧客の中心は、アナトリア各地の町に割拠した男女の土侯たちであり、「王子」や「王女」と呼称されていた。これは当時のアッシリア人王自身が「王たるアッシュル神の王子」と認識・呼称されていたことに起因する。前19世紀、カニシュやマンマなどの有力都市支配者による霸權のもとで、いくつかの領域「国土」支配が誕生するが、これらの霸者が「王子」号を自称し、配下の土侯を「王」たちと認識していたことが確認できる（『アヌム・ヒブリ書簡』）。一方、南部ハッフムでは、すでに王号としてバビロニア系「王」を採用していた（CCT 430a）。アナトリアでは、アッシリア系の王権觀と王号を優先的に受容したことは明らかであるが、バビロニア系の「王」号使用慣行もシリア経由で流入したのであろう。

「大王子」号（実在のアニッタ：OIP 27 48）や「大王」号（ズズ：kt. 89/k 369）を持つ霸者が資料にあらわれる前18世紀の状況は、政治的地方統合がさらに加速する過程で、メソポタミア北部を領域支配したシャムシ・アダドのバビロニア系王権觀がアッシリア系のそれに替わって浸透していく状況を示すと考える。伝承上の『アニッタ王伝説』やヒッタイト王による「大王」号の継続使用は、その後の相対的な外交状況（アマルナ時代前後）に起因するのではなく、それ以前に起こったバビロニア系文化受容の一結果と理解すべきであろう。

5. キュルテペ文書のアーカイヴ研究

渡辺 和子

キュルテペ（古代のカニシュ）のアッシリア商人居留区（カールム）から出土した古アッシリア語文書の多くは、アッシリア商人の誰かのアーカイヴ（記録保管所）に属していたと考えられる。これまでのアーカイヴ研究としてはM.イチサル（1981）によるイムディ・イルムの、C.ミシェル（1991）によるイナーヤの、M.T.ラルセン（2002）によるアッシュル・ナーダーのアーカイヴに関するものがある。しかしこれらにおいて扱われた文書のほとんどは古物商を経ていくつかの博物館に所蔵されるようになったものであり、考古学的文脈を持っていない。それらは再構成された理念的なアーカイヴである。そのような場合にはたとえば同じ名前の人物について父親の名前が添えられていなければ同一人物かどうかが判断できないことも多く、厳密にアーカイヴを特定することは不可能である。

ところが近年進められている発掘年度別の文書の公刊からは新しいアーカイヴ研究のあり方が示唆される。1925年にB.フロズニーによって発見された1034点についてはB.フロズニー（1952年）、L.マトウシュ（1962年）、L.マトウシュほか（1984年）、K.ヘッカーほか（1998年）によってほぼ出版が完了した。1948年以降現在まで続くキュルテペ発掘による出土文書約2万点については、E.ビルギッチほかによって1948年出土1497点のうち45点（1990年）、1962年出土2158点のうち60点（1995年）、1970年出土205点のうち114点（1995年）が、C.ミシェル/P.ガレリによって1990年出土365点のうち242点（1997年）が公刊された。

一つの発掘年度に出土した文書は比較的近い場所にあったことから、実際のアーカイヴを成していた文書が含まれている可能性が高い。このような考古学的文脈を持つアーカイヴ文書では特

定の商業活動に関する文書が集中し、同じ人物が繰り返し登場する。それらの人名に父親の名が添えられていなくても容易に同一人物と想定できる。もちろん一つの発掘年度において一つのアーカイヴが完全に出土するわけではなく、実際にはいくつかのアーカイヴの部分や、断片的な文書が混ざって出土している。また、これまでの出土した文書の出版があまり進んでいないため、十全なアーカイヴ研究を行うにはまだ長い時間要する。しかし考古学的文脈をもつアーカイヴ研究は、理念的なアーカイヴ研究では見えてこないことに光をあてるのであり、そのような例として1996年出土文書のアーカイブ研究の場合を示す。

6. ビザンツ皇帝ニキフォロス1世のブルガリア遠征

金原 保夫

宮廷革命によりイリニ女帝を廢して帝位についたニキフォロス1世（在位802-811年）は、同時代の年代記作家には施策を悪行として酷評される一方、現代の歴史家からは、概して「改革者」として評価されている。それは、ニキフォロス1世の政策が実効性のあるものであり、確実にビザンツ帝国を回復基調に乗せることができたからである。多くの研究者は税制改革と移民政策に注目し、それらを帝国の財政再建とバルカン半島での勢力回復の要因と位置付けている。確かに、9年という短い治世にもかかわらず、ニキフォロス1世は効果的な政策を実施したと言えるが、バルカン半島北部に関しては、意図したようにはならなかった。北部のマケドニアやトラキアは南部とは異なり、ブルガリア（ドナウ・ブルガール汗国）の政治的影響が及んでおり、ビザンツ帝国の再征服活動はブルガリアの軍事介入を招く結果となった。そのため、ニキフォロス1世はブルガリアに遠征したが、クルム汗率いるブルガリア軍に急襲されて戦死し、遠征軍も壊滅的打撃を被った。さらに、討ち取られた皇帝の首はブルガリアの首都で晒され、頭蓋骨は銀を張って髑髏杯にされ酒宴に供された。皇帝の戦死は、ファレンス帝が378年に西ゴート戦で戦死して以来の「事件」であり、帝国の威信を失墜させた「恥辱」として長く記憶に留められた。ニキフォロス1世に対する歴史的評価は当然、この事件とその後の情勢を踏まえてなされるべきである。しかし、史料的制約により遠征の事実関係についても異論が多く、新たな史料が発見されにくい現状では、研究成果も推論の域を出ないが、本発表では、811年のブルガリア遠征をブルガリアとスラヴ諸族との関係、およびブルガリアの遊牧国家的特徴に重点を置いて考察した。その結果、この遠征がスラヴィニア（スラヴ人占有地域）であるマケドニア、特にストリモン川流域をめぐるビザンツ帝国とブルガリアの覇権抗争に起因したものであり、ブルガリアが騎馬戦術や奇襲戦を特徴とする遊牧国家としての軍事および政治的特徴を生かして勝利したことを明らかにした。さらに、その影響として、①バルカン半島北部におけるブルガリアの優位とビザンツ・ギリシア化の限界、②ビザンツ帝国の政治的混乱とフランク王国との二皇帝問題の決着を指摘した。

7. マリの「書記の請願の手紙 A.1258 + S.160SN」をめぐって

高井 啓介

通常レター・プレーヤー（手紙形式の請願の祈り）に分類されるマリ出土の書簡A.1258 + S.160SN（書記Xからジムリ・リム王宛）は、左欄にはシュメール語によって、また右欄にはアッカド語によって同一内容のテキストが刻まれている。書簡において二言語が併存する例は稀であると同時に、マリにおいてシュメール語が使われていること自体極めて珍しい。古バビロニア時代（2000-1600BCE）は、ニッブルを中心にシュメール語による文学活動が頂点を極めてはいたが、マリにおいて同様の傾向は必ずしも存在しなかった。マリ書簡にシュメール語が併記されているならば、そのような付加がなされた理由を問う必要があると考えた。

バイリンガルで記されたレター・プレーヤーはウルクからすでに二例知られているが、両者共

に、シュメール語テキストに対してアッカド語の翻訳ないしは注釈が付加された例であることが明白である。本発表では、(a) シュメール語・アッカド語双方の動詞変化形の対応、(b) シュメール語のケース・エンディングとアッカド語前置詞の対応、(c) 語彙、語順の対応等の分析を試み、シュメール語で表記されたテキストに文法的な一貫性が見られないことを確認した。シュメール語で書かれた十数点のレター・プレーヤーとの比較においてそのことが改めて確認され、マリにおけるシュメール語の使用状況と合わせて考えるならば、他のバイリンガル・テキストとは異なり、アッカド語テキストがシュメール語に対して付加された翻訳と考えることは困難で、むしろその逆である可能性がある。

この書簡の導入部におけるジムリ・リムへの三重の祝福・賛辞は、アッカド語書簡においてこの時代に他に例をみず、ラルサ期のシュメール語のレター・プレーヤー、とくにニンシャタパダからリム・シン王に向けて書かれたテキストの導入部に唯一対応する構造が確認される。

このように考えると、マリ書簡は、その能力相応な役職を与えられていないと考える書記が、「手紙形式の祈り」という文学的形式的特徴を十分に認識しながらも、書簡それ自体をバイリンガルという形で提示することにより、アッカド語に加えて、自らのシュメール語能力をアピールすることにつとめたより現実的な状況が示されていると考えるのが適当である。

8. 「士師」試論 — 前王政期イスラエルの統治者像

山田 雅道

古代イスラエル民族にとって、王政は自明の政体ではなかった。旧約聖書（士師記・サムエル記上）によると、カナン定着後・王政成立以前の時代、イスラエルには「士師（ヘブル語：ショーフェート）」（直訳「裁く者」）と呼ばれる指導者が散発的に登場し、「イスラエルを裁いた（シャーファト）」とされる。一義的な定義が困難なほど多様な活動を見せた彼らに関し、軍事指導者たる「大士師」とイスラエル12部族連合の法の告知・運用者たる「小士師」に二分する仮説は放棄されて久しいが、現在それに代わる新たな統一的士師解釈もまた得られていない。本発表は、この問題に対し一つの解答（仮説）を提出するものである。

第一に士師代表としてオトニエルに注目すると、その活動は「裁く」と戦争指導から構成される点が指摘できる（士師記3: 10）。これはヤロブアム1世が王として「統治（マーラフ）」し戦争を指導したこと（列王記上14: 19）、および民の要求する王が「裁く」とともに戦争を指導すること（サムエル記上8: 20）と対応する。ここからは、(1)「裁く」// 王として「統治する」、(2) 士師 // 王、さらに (3) 両者の活動が（裁くにとどまらず）統治および戦争指導から成ることが理解されよう。旧約聖書において士師とは、王と同様に内政と外政の双方を担う「統治者」として提示されているのである。

しかし士師=王ではないのであるから、第二に両者の違いが問われなければならない。発表者はこの問題に対し、理念型的なモデルを設定することで応えたい。「士師政」を政治形態的に前後する部族自治政および王政と比較した場合、以下の結果が得られる。

| | | | |
|-------|-------|-------|----------|
| 政治形態 | 部族自治政 | 士師政 | 王政 |
| 指導者 | 長老たち | 士師 | 王 |
| 権威継承 | ? | 一代限り | 血縁相続（王朝） |
| 政治的単位 | 氏族／部族 | 部族同盟 | 民族 |
| 統治手段 | ? | 長老たち？ | 官僚組織 |
| 軍隊 | 召集軍 | 召集軍 | 召集軍+常備軍 |

個々の士師の特徴はこのモデルとの異同において把握される一方、非制度的な士師政は、部族

自治政から王政に至る過渡的政治形態として理解されよう。

第5部会

1. 「伝統音楽保存普及センター」の目指した知識観・教育観

谷 正人

本発表はイラン音楽の近代化とその反動として登場したイラン伝統音楽保存普及センターの設立理念をもとに、イラン音楽の教育システムが基づく教育観や知識観、そして彼らの言う近代化によって「破壊」されつつあるのは一体何かを明らかにすることを目的としている。イラン音楽の近代化とは‘Alīnaqī-Vazīrī (1887-1979) によって推し進められたイラン音楽教育への西洋音楽的手法の導入を指す。『Dastūr-e Tār』(1921) にて彼が提唱した、五線譜による微分音表記・「練習曲」概念の導入・西洋風アレンジ・より弾きやすい楽器の構え方などの改革は、それまでのただひたすら師匠の模倣に専念すべしというような徒弟制的教育に、より具体的で体系的な指導という近代教育的な知識の伝授段階をもたらした。

しかしそうした改革が広く定着していた1968年に「近代化によって破壊されてしまったペルシア音楽の正しい伝統復興・再生させる」という理念の下に設立されたセンターは、師匠の生活を弟子が間近で観察できるという徒弟制でしかなかなか習得し得ない「気付き」をより重視する。例えば、一般に学習者には *radīf* という伝統的な旋律型群が伝授されるが、それを実際の即興演奏にどのように用いるのかについての具体的な指導は通常存在しない。実は即興演奏は *radīf* の旋律型そのものを加工・操作することではなく、そこに内在する旋律型どうしの関係性への了解 (charkh 観) から導き出されるものなのだが、この charkh 観のような「型」とは、実際の社会の実践を「観察し盗む」ことによって、すなわち *radīf* という具体的な「形」の習得「以外」の場での経験によって獲得される。つまりこうした教育・知識観とは、近代教育のそれ一知識とはその有用性や使い方というよりも含めそれだけを抽出して教えることが出来るという立場一とは一線を画していると言えるのだ。

しかし五線譜の登場は、本来汲み取られるべき charkh 観よりも、楽器の奏法の伝授というより近代教育的な意味での知識の伝授段階をむしろ前面に押し出す。また本来 charkh という一統の時間的流れのなかで認識されるべき個々の旋律型も、記譜出版により、区切りが明確で個別に取り出せるものと言う感覚が「視覚的に」付与されるのである。すなわち即興演奏の習得に不可欠な「charkh 観」習得のプロセスは、「五線譜・練習曲」概念の中では見えにくくなる—近代化に対するセンターの抵抗とは、まさにこの点にこそあるのだ。

2. ジャーヒズ著『けちんばども』を読むための新たな視点

濱田 聖子

アッバース朝期の文豪ジャーヒズ(d.868)の傑作『けちんばども』は、その内容のおもしろさも手伝って、年来多くの関心を集め、ジャーヒズ研究の主軸をなしてきた。そのさい当作品はつねに、シュウービーヤ運動（アラブ文化至上主義に反動してペルシア人が起こした思想的運動）という文脈のなかに置かれる傾向にあった。すなわち、作品中のペルシア人を吝嗇漢として描く部分が、アラブの寛大さへの比喩と捉えられ、作品がアラブ人擁護の投影と看做されてきたのである。本発表では『けちんばども』にたいするこのような従来の見方に加え、「策略文学としての視点」と「食文化による視点」というまったく別の2つの視点を設けて、作品を新たに読み直す試みをおこなった。

まず、「策略文学としての視点」では、『けちんばども』の冒頭に、泥棒の謀計をその眼目とした『泥棒の書』への言及があること、作品中の逸話の過半数が吝嗇漢の策術を扱うこと、読者に

Schadenfreude（他苦の愉悦）を喚起させる技巧が策略家の小細工を浮き彫りにする役割があること、法学のヒヤルという分野に通ずる解釈が可能な箇所があることを示し、作品における策略性を確認した。そして、アラブでは特に、職業別、人物類型別にその各員の巧妙な手練手段を主眼とする話が1つの大きなジャンルをなす事実に鑑み、『けちんぼども』をこのようなアラブの策略的環境のなかに置くべきであると提案した。

次に、「食文化による視点」では、遊牧民の生活を紹介する作品の最終章に注目し、食べ物に纏わる吝嗇譚を多く扱う作品本体（最終章を除く部分を「作品本体」と仮称する）との関連を探った。これまで、内容・形式面より、最終章が作品の一部ではない可能性が指摘されてきたが、「食」を媒体として、最終章は作品本体と密接に結びついているのである。また、作品本体部分と最終章は、都市の食と砂漠の食との対比という、アダブ作品が好むテーマを構成していること、そして、イブン・クタイバ(d.889)のように『けちんぼども』を食べ物を要とした作品と看做す文人もいたことを示したあと、さまざまな詩作品や歴史書などから、文化的背景の異なる他者や気に入らぬ相手を当て擦る手段に食べ物が用いられた表現を幾つか拾い、『けちんぼども』もこのような「食の風刺術」とでも言うべき一連の諷喻の伝統を成り立たせる1作品であることを指摘した。

3. アラブ文学における「対偶」の思想 —『マカーマート』に即して 岡崎 桂二

アラブ散文文学の研究は「千夜一夜物語」を例外として、長らく等閑視されてきた。そのため、マカーマートも様々な誤解に包まれてきたが、その一つに文体に関するものがある。従来、マカーマートの文体は押韻を特徴とするサジウであるとされてきたが、研究の結果、以下の点を明らかにすることことができた。

ハマザーニーの『マカーマート』は各マカーマを通して、詩と散文の混交文であり、その散文部分も無韻部と有韻部（頭韻・語中韻・脚韻・行中韻）が入り混じり、全体として多様な文体が駆使されている。さらに、押韻に比して一層顕著なのが、2語文・3語文の「対偶表現」である。これは、頻繁な換韻とともに、押韻部の多くが対偶表現をなしていると言い換えてよい事象である。

ビーストンはアッバース朝以降のサジウと総称されている文章の特徴が、押韻にあるのではなく、パラレリズム（対偶・対句・並行法）にあることを明らかにしたが、『マカーマート』はこの表現法を最も高度に洗練した文体と評価できよう。

パラレリズムは、syntactical, morphological, phonetical, prosodical, emantical の各面において表現されうるが、パターン化の著しいアラビア語においては、語形、音声、韻律は、共々一致する場合が多く、アラビア語の散文において対偶表現が多用される一因となっており、『マカーマート』においてもその特性が最大限に活用されている。そして、意味的なパラレリズムは同義的、反義的、総合的(synthetic)等々に分類できるが、ハマザーニー作品には相補的(complementary)な対偶表現が多く見られる点にその特徴がある。このように、『マカーマート』は、ストーリーの展開とともに、対偶表現を核にして、多様な表現技法が使い分けられており、決して押韻のみを特徴とするサジウ体ではないことが明らかになった。

ハマザーニーがその独自な文体を確立した要因として、彼のリサーラ（書簡、小論文）作家としての経歴と、簡潔性を尊ぶアラブ社会の伝統が挙げられる。『二種の文章術』の作者、アスカリーは二語文の対偶表現を「サジウの中のサジウ」として最高に評価している。その後、ハマザーニー作品を踏襲したハリーリーにより確立された「マカーマート体」とも称すべき文体は、

アラビア語表現に決定的な影響を及ぼし、現代においても、文語のみならず口語においても用い続けられている。

4. ワークワーク再考

鈴木 英明

様々な幻想的情報に彩られたワークワークが現実の何処に相当するのかは、これまで多くの研究者の関心を捉えてきた。既往研究では様々な場所が候補地に挙げられてきたが、その主要な根拠はワークワークと比定先との音の類似であり、従来の説はどれも記事に決定的な証拠を見出せていない。そもそも、ワークワークと言う史料上の地名が、我々の認識する世界地図のどこかに位置付けられる必然性はあるのだろうか。確かに史料上の地名が実在する場合も多々あるのかもしれないが、その場合に於いても、史料の描く範囲内でそれがどのような存在であったのかをまず正しく把握する必要があるだろう。そこで、船乗りたちの逸話集である『インド奇談集』がワークワーク像の変遷に大きな役割を果たしていると考えた発表者は、この著作を軸として記事を通して時的に読み直すことで、史料の描く世界認識の範囲内でワークワークについて再考を試みた。

その結果、この著作よりも前では、それは遙か彼方の可知の世界と不可知の世界との境界線上に置かれ、その情報内容も非常に乏しいものであった。それに対して、『インド奇談集』では、それが明らかに船乗りたちの活動範囲の中に位置付けられている。但し、同時にこの著作では、意見の統一が図られず、また、計画的な航海ではなく、遭難によって偶然にたどり着くような、まさに可知と不可知とが混じりあったような、詳細な実態の掴みにくい無数の島嶼としてワークワークを記している。実は、このようなワークワークの地理的な位置付けの変化と、様々な幻想的情報が付加されていくことが並行して『インド奇談集』を契機に発生しているのである。更に、船乗りを情報源とする記事がワークワークの幻想的情報を付加している事例は後代の著作からも見出せる。これらを勘案すれば、船乗りの有するワークワーク像が後代の著作に影響を及ぼしたことは否定できないだろう。

つまり、インド洋で活躍する船乗りたちがワークワークを自らの活動世界の中に、詳細な実態の掴みにくい無数の島嶼として置くことで、自ら体験した不思議な体験や様々な伝聞を、ワークワークの名のもとに整理していく、それが後代の著作に反映されていくことで、ワークワーク像は変化していったと考えられるのではないだろうか。このようなワークワークとは、我々の世界認識の中には存在しない場所であると言えよう。

5. ハータミー期のイランの学校教育におけるイスラーム教育の変化

森田 豊子

本発表では、1979年にモハンマド・ハータミー師がイランの大統領に就任後のいわゆるハータミー期におけるイランの学校教育におけるイスラーム教育の変化について述べた。近代以降、西洋の学校教育制度を導入し、世俗教育が主に教えられてきたイランであるが、1979年のイスラーム革命によって、「イスラーム共和国」となると、この学校教育の中身をイスラーム化するという作業が行われた。

学校教育のイスラーム化の第一は、イラン教育省内部の改革である。革命後、学校教育における教科教育 (amuzesh/talim) と道徳・倫理教育 (parvaresh/tarbiyat) とを分離し、イスラーム教育を基礎とする道徳・倫理教育の部門を拡大することによって、学校教育におけるイスラーム教育の充実を図った。第二には、それぞれの学校にイスラーム教育を行う専門のタルビヤト教師 (morabbiye tarbiyati) を配置した。第三には、私立学校の廃止と学区制の導入である。このような措置は、イランの就学率を引き上げるのに寄与した。

このようにして、革命後にイスラーム化が行われた学校教育制度であるが、ハータミ一期には、二つの変化が見られた。一つはイラン教育省内部の道徳・倫理教育部門の縮小とそれに伴うタルビヤト教師の新規採用の停止である。これは、学校教育内での、それぞれの教育に割り当てる時間、予算配分などをめぐって、教科教育部門と道徳・倫理教育部門の間に常ににある意味の競争が見られ、今回のハータミ一期にともなう政治的変化の影響を受けて、道徳・倫理教育部門の縮小という結果となったと考えられる。もう一つの変化は、イランにおける非営利学校の増加と教育内容の多様化である。戦後の予算不足など理由により、革命後禁止されてきた私立学校の建設が1990年代に入って認められるようになり、ハータミ一期になって、この非営利学校の多くは、IT教育や英語教育などの独自のエクストラ・カリキュラムを提供することによって、生徒を獲得しようとしている。また、このような非営利学校間の競争は、公立学校におけるエクストラ・カリキュラムの導入や変化を促すことになる。

以上のようなことから、イランの学校教育における二つの勢力間の影響力をめぐる競争、非営利学校間や非営利学校と公立学校との競争などが、ハータミ一期になって明らかになってきたといえる。

6. イラン・バム城塞遺跡の震災復興について

岡田 保良

本年7月、ユネスコ世界遺産委員会は、イランのバム城塞（アルゲ・バム）を「危機に瀕する遺産」として世界遺産リストに登録した。昨年12月26日に大震災に遭遇して以来、わずか半年余の緊急措置であった。登録候補リストにも登載されていなかったこの遺跡とそれを取り巻く環境がどのように評価されたのか、また将来に向けての遺跡再生はどのように方向付けられるべきなのか、ここに至る経緯を報告するとともに、若干の私見を述べてみたい。

バムの町は、南東イラン、ダシュテ・ルート盆地の西南隅、標高1100m、山地の裾にある大オアシスに立地、25本のカナートを維持するシステムが町の生活と産業を支える。町の初見は9-10世紀のアラブの地理書で、サーラーンの人々がケルマンないしイラン南東部に居住を始めた頃にバム城も形成されたと伝えられ、873年、ホラサン軍との戦いで要塞化されたという。10世紀頃、バムには3つの主要モスクが配されていた。城内にその一つが存続していた。近代になって人口は8000ないし9000まで衰退したが、その後市域が復興。バムの町は、家々と広大な園地と、そして城塞アルグの集合体であった。

地震の直前と、震災後間もない時期に筆者は現地を訪ねる機会を得た。昨年11月末から4日間、第9回「土の建築」国際会議 Terra 2003 がイランのヤズドで開かれ、ユネスコやイコモスを通じて多数の「土の建築」専門家が、土文化の伝統の中に集った。会議後のツアーが、筆者にとってはじめてのバム訪問となった。その稀有な廃墟の現実は、十分な調査もされないまま、修復事業という形の観光資源化であった。

年末の大地震は、地域10万といわれる住民の過半が死傷するという凄惨な災害となったが、上記国際会議は、多くのシンパサイザーを獲得できたという意味で、文化遺産バムにとって不幸中の幸いだった。年が明けて早々、復興に向けてのユネスコ調査団が2度派遣され、4月には昨年の会議参加者を再び招集するような形で、アルゲ・バム再生を議論するワークショップも開かれた。

実質3日間のワークショップは、全体討議とパネル、分科会レポート、バム宣言書の策定というプログラムだった。宣言書では、城塞遺跡のみならず、カナート・システムを含む町全体の伝統的景観の維持がうたわれた。景観の復旧に際しては、今まで不十分だった考古学的調査に裏付

けられた遺跡の再評価が期待され、また、観光客誘致への道が避けられないとすれば、質の高い「文化的観光」の実現を望みたい。

7. ハータミー期イランにおける政治的民主化の試み

鈴木 均

イランでは2004年2月に第7回国会選挙が行なわれ、その結果保守派が圧勝した。この選挙の結果、1997年以来ハータミー大統領が推し進めてきた体制内の改革路線は終息を迎え、イランの政局は新たな段階を迎えることある。だがこのことはイランの内政が一挙に宗教的な原理主義的政策に逆戻りすることを意味していないし、また米国の対イラン圧力が強まる兆候も見られない。それでは現在イランの置かれている内政的・外交的な位置づけをどのように理解するべきなのだろうか。

報告者は1999年から2001年のイランでの現地調査に基づいて、1979年の革命とそれに続く対イラク戦争以降のイラン社会の構造変化を「ルースター・シャフル」（農村部中小都市）の形成を軸に考察してきた。急激なイラン社会の構造変化が現在も進行中であることは明らかであり、それはイラン社会が近代的な市民社会の方向に歩み出していることを意味している。本報告はこのような社会変動を前提として、1997年5月のハータミー大統領の電撃的な登場から2004年2月の国会選挙までの時期（それをここではハータミー期と呼ぶ）の政治的動向を、この間に実施された全国選挙（1999年および2003年の地方議会選挙、2000年および2004年の国会選挙、2001年の大統領選挙）を中心に検討した。

第7回国会選挙の結果明らかになった点は、第一にハータミー大統領の改革路線が終息を迎えたこと、第二に内政・外交上の急激な変化は考えにくいこと、第三に国会の地位の低下と体制の不安定化が予測されること、以上である。今回の発表ではハータミーの登場によって改革への期待に沸いたイランの政治が、どのような経緯をへて現在の段階にまで至ったのか、議会制民主主義の成熟度を端的に現わす選挙前後の動きを中心にして少し詳細に考えてみた。

革命後のこの25年間のイラン社会の変化は真に急激かつ深刻なものがあり、それはイラン人のみならずイラン社会に対する研究的な関心を持って少し長期間滞在した者にとっては否定しようもない事実であろう。だがそのような実感をもたない研究者に対してこのことを初めから説明するのは逆に非常な困難を伴なうことを今回痛感した次第である。

8. エジプト・オアシスにおける土器つくり — 土器製作技術の民族誌

齋藤 正憲

進展著しいエジプト学にあって、土器研究の着実な展開は瞠目に値する。微細な胎土検討を積み重ねた同研究課題は、製作技術をより詳細に分析する段階に入っている。そうしたなか、土器つくりの民族誌がますます脚光を浴びることは間違いないだろう。しかし、先行する民族誌的研究の多くはナイル川流域の事例を扱ったものであり、オアシス地域の研究蓄積は十分ではない。伝統的土器製作が近年急速に失われつつある現状を鑑みても、オアシス地域における情報の蓄積は急務であった。そこで報告者はシーワ・オアシスならびにダクラ・オアシスにおける民族調査を実施し、両者の比較を試みた。

シーワでは土器のつくり手は女性であり、土器製作は家事の合間をぬって行なわれる世帯内生産である。一方、ダクラでは男性の陶工が集まって専用の集中工房を営み、大規模な生産を行なう。粘土の準備については、シーワでは採掘した粘土をそのまま用いる一方、ダクラでは水簸した粘土2種を器形により使い分けていた。成形では、手捏ねで小型の器をつくるシーワに対し、ダクラでは蹴轆轤で大型の土器をつくる。焼成に関しては、シーワでは野焼きを行なうが、ダク

ラでは昇焰式窯が用意される。

使用される粘土については、焼成実験ならびに X 線回折による結晶構造の検討の結果、シーワで使用される粘土は耐火度が低く、野焼きに適したものを選択していることが確認された。ダクラの陶工は 2 種の粘土を利用するが、両者は耐火度に差があった。2 種の粘土は同時に焼成されるので、耐火度の高い粘土で製品をつくれば、より多孔質のものができあがる。多孔質に焼き上がるべき器形に耐火度の高い粘土が用いられており、ダクラの土器つくりが深い経験に裏打ちされたものであることを物語っている。

あらゆる面において、両オアシスでは対照的な土器つくりが行われており、総じて、ダクラの土器つくりの方がより高度な技術水準に達していると看做すことができる。では、シーワで観察されたような素朴な土器製作は如何にして、ダ克拉のような大規模で集約的なものへと発展しうるのであろうか。地理的に孤立し、地域を超えた物流が発達しにくかったシーワに対し、ダ克拉は古くからナイル河谷との交流が活発で、より高い土器需要が生まれたことが、両者の生産形態を分けたと推測される。土器製作技術の発展を考える上で、両者の詳細な比較が示唆に富むことは論を待たない。

第 6 部会

1. サーマーン家と伝統的権威

田村 行生

サーマーン家の政権は、イスマーイール・ブン・アフマドの時代に根拠である中央アジアからホラーサーンへ進出を果たした。この発展にいたるまでの時代は、サーマーン家が中央アジアに政権を確立していく時期であったということができる。

サーマーン家の出自が前イスラーム期のホラーサーンの支配者層に由来することはよく知られ、またその点を王朝側の史料も記述している。これは、この政権が土着的な権威を政治的な支配の裏づけとしたという研究者による主張の根拠となっているが、必ずしもそうはいえない。むしろ、中央アジア時代のサーマーン家は新興の外来勢力というべきであり、この時代のこの政権は中央アジア地域の伝統的な権威と向き合い、それを克服していく改革的な側面をそなえていたということができる。

サーマーン家が権力を確立していった当時の中央アジアでは、いまだ前イスラーム時代の旧支配者層が残存し、とくに伝統的な権威に基づく軍事的な組織力により政治的な影響力を保持していた。こうした状況の下で、サーマーン家の政権は、浸透しつつあったイスラームにいち早く対応し、その権威の体系を地域支配の背景としてうまく利用し、都市の統治権を足がかりにこの地域の支配力を強めていったということができる。この過程において、この政権は、土着の旧支配者から権益を奪い、かれらとの間に軋轢を生じさせていたことが推測され、それを示す史料上の記述も見られる。このようにサーマーン家の権力の確立は、伝統的な権威に対抗し、懷柔し、勝利することでなされ、その影響力を低下させる効果をもたらしたということができる。

サーマーン朝に関しては、イラン系の土着性を持つ、伝統社会の継承者という側面が従来強調されてきたが、以上のような政権初期時代のもつ伝統社会に対する改革的な側面は、従来のサーマーン朝に対するイメージとは異なるものである。つづくサーマーン朝の発展の時代において、支配地域や規模も拡大し、その過程において伝統的な権威への対応もまた変化していったと考えるべきである。

2. ‘Atabat al-Kataba’ にみる大セルジューク朝のアター・ベク

佐藤 明美

アター・ベクは、「セルジューク朝時代、君主の子息の養育を委ねられた者の称号」として知られており、主としてトルコ人のマムルーク出身のアミールがその任についたとされている。第3代スルタンMalik Shāh のワジールであった Nizām al-Mulk が、彼の実質的なアター・ベクでもあったことは良く知られているが、Malik Shāh の死後、アター・ベクはセルジューク一族の間で更に広まり、第5代スルタン Berk Yāruq は、セルジューク一族の子弟達に多くのアター・ベクを任せた。Ibn al-Athīr は、Berk Yāruq が、異母弟の Sanjar のアター・ベクとして、アミールの Qumāj を任せたことを記している。この人物は、牧童からスルタンのアミールとなって頭角を顯し、Sanjar が長じた後は、「バルフの総督職・シャフナ職」に任せられ、終生 Sanjar に仕えた。

Sanjar の公文書集である ‘Atabat al-Kataba’ には、「アター・ベク職」に関する勅令は収録されていない。一方、Sanjar のアター・ベクであったアミールの Qumāj の孫に交付された、「バルフの総督職・シャフナ職の勅令」と題されるものが収録されており、それを通して「アター・ベク職」を考察した。この勅令には、アター・ベク家に対する深い尊敬に裏打ちされた、手厚い処遇と特権が具体的に記されている。即ち Qumāj 家には、マリク時代の Sanjar の都であったバルフの「総督職・シャフナ職」の職務の他、イクター地の安堵、私有地の免税、軍団の付与、(名譽を伴う) 衣服・馬・馬具・盾・剣帯・太鼓、軍司令官・勇者の道具・武具一式をスルタンから下賜された。更に勅令は、「我々の国家の慣習で、先祖の諸権利をその子孫に伝えること、父親の地位を息子に託すことが定められている」と明記し、セルジューク朝では、祖父・父親の職務・地位は、世襲が原則であり、これがセルジューク朝の衰退期にアター・ベク朝を出現させ、セルジューク朝の衰退に拍車をかけたと考えられる。

尚、本発表は、『イスラム世界』60号に発表した拙論「スルタン・サンジャルとグッズ」で使用した勅令の未使用部分を使ったが、この拙論に対する論評(『史学雑誌』回顧と展望)に、「グッズのシャフナ職が実態を伴う職掌であるとする前提は疑問」とある。しかし、反対に筆者は「‘Atabat al-Kataba には「グッズのシャフナ職」という役職は無い」としてこれを疑問視し、それを出発点として考察した論文であり、論評者が充分な理解の無いままに論評をしているのは遺憾である。

3. 18世紀イスタンブルの馬具職人と靴商人・靴職人 — オスマン朝下の同職組合に関する一考察

藤木 健二

オスマン朝下の同職組合に関する近年の研究は、「政府統制型」と「自治運営型」の二者択一的発想によって特徴付けられてきた同職組合と政府との関係を再考すること、従来軽視される傾向にあった生産・販売の実態や職業ごとの特徴などを明らかにすること、オスマン帝国全体の同職組合像を各都市・時代・職業の具体的な事例の蓄積を通して導き出すことを中心に進められてきたといえる。本報告ではこうした研究動向を踏まえ、同じ皮革業でありながらも組合の構造・運営に大きな違いが見られる18世紀イスタンブルの馬具職人と靴商人・靴職人に着目し、これらの同職組合の実態についてイスタンブル・アフキヤーム・デフテリ (İstanbul Ahkâm Defteri) などの文書史料をもとに検討を試みた。

馬具職人 (serrâc, saraç) の組合は、サラチハーネ (sarâchâne) と呼ばれる馬具工場群で働く職人を構成員とする組織である。政府によって独占的に馬具の生産・販売を行うことが認められていたが、実際には16世紀後半から18世紀にかけてサラチハーネ以外の工場でも不正な生産・販売が行われていた。こうした事態は、職人の増加と工場の不足、サラチハーネの焼失、中古商人

(eskici) の活動などによって引き起こされたのであるが、最大の要因は、政府や組合がサラチハーネの移転・拡大や特権付与などの具体策を講じなかつたことにあると考えられる。これらの考察から、18世紀の馬具職人組合には16世紀後半に始まる継続的な秩序の混乱と組織力の低下が見られた。

靴商人 (haffâf, kavaf) と靴職人 (dikici など) の組合は、従来考えられてきたものとは異なる構造を持ち、販売する店舗の場所や生産する靴の種類に応じて高度に組織化・細分化された組織であった。こうした複雑な構造によって店舗の増加や商品の多様化に対応することが可能となり、親方・工場数の制限や仕入れ・生産・販売の独占に関する規定を施行することができたと考えられる。こうした組織構造や規定を検証した結果、18世紀の靴商人・靴職人組合は組織を時代の変化に適応させながら、秩序と独占の維持に必要な一定の運営力・組織力を持つ組織であり続けたと結論付けた。

4. トルコ共和国初期におけるイスラーム復興 — *Selâmet* 誌と Ömer Rıza Doğrul を中心に 伊藤 寛了

トルコ共和国初期（本発表では1950年までとする）におけるいわゆる「イスラーム復興」については、民主化の結果という点が強調され、民主化に伴う制度改革の面を中心に研究されてきた。しかし、「イスラーム復興」を唱えた人々の議論については十分に研究されていない。本発表では、当時の代表的イスラーム系定期刊行物で「イスラーム復興」言説の形成を担った *Selâmet* 誌を分析し、トルコ共和国初期の「イスラーム復興」の思想的側面を、解明を試みる。

共和国成立期においては、オスマン帝国末期から続く「イスラーム主義」の潮流が残っていた。しかしその後、ムスタファ・ケマル・アタテュルクによる急激な世俗化改革が推し進められ、社会における宗教の影響力が弱まった。しかし、1940年代になると国内・外から民主化の要請が高まり、1945年に共和人民党の一党体制から複数政党制に移行した。それ以後、しだいに政府は親イスラーム的政策を取り始める。

こうした時代背景の中で、1947年5月23日に *Selâmet* 誌はイスラーム改革主義的思想を持つ Ömer Rıza Doğrul (1893-1950) によって創刊された。*Selâmet* 誌は途中数ヶ月の休刊をはさみ、1949年11月23日(105号)まで続いた。*Selâmet* 誌は、イスラーム史や思想と並んで社会におけるイスラームの重要性を強調し、その価値・重要性を社会に広めることを望んだ。そして、政府の世俗主義や宗教政策、あるいは社会情勢をイスラームという観点から批判し、宗教教育の再開やラジオでの宗教番組の放送を主張した。他方で、こうした *Selâmet* 誌の主張の中に、宗教=イスラームとナショナリティの融合を指摘することができる。そこに、オスマン帝国末期のイスラーム改革主義や後の「トルコ・イスラーム総合論」との関連性を見て取ることが出来る。

5. 「現代トルコにおけるアレヴィー・アイデンティティ」に見る『トルコ民族性』

若松 大樹

現代トルコにおいて、「アレヴィー (Alevi)」は重要な宗教的（あるいは「民族的」）マイノリティを構成する人間集団である。

「アレヴィー・アイデンティティ」は宗教アイデンティティやエスニシティといったある特定の人間集団を示す範疇を形成することはない。すなわち「アレヴィー・アイデンティティ」は、アレヴィーを取り巻く社会的・政治的状況に応じて複雑に、そして多様に機能しているのである。

こうした「アレヴィー・アイデンティティ」の多様性は、トルコ国内だけでなく移民のコミュニティも含む現代トルコ社会全体を理解する上で不可欠な要素であり、文化人類学や社会学をはじめ、現在様々な角度から議論されている。その中でも特に、「アレヴィー・アイデンティティ」の機能の多様性は、現代トルコ社会における「民族」と「宗教」の関係を理解する上で重要な要素であり、1980年代に入ってから徐々にその成果が蓄積されてきた。しかしながら、その蓄積は十分とはいえない状況にあり、いくつかの問題を抱えている。

そこで本発表では、これまでの研究においては、上述で指摘してきた先行研究の問題点を、実例に即して解決する為に、アレヴィーと非アレヴィーの「名づけ」と「名乗り」の現象に焦点を当て、資料としてトルコの「文化協会」が運営する大衆向け雑誌やウェブサイトを用いて、これまで主に文化人類学の文脈で取り沙汰されてきた、「民族論」を批判的に検討し、「アレヴィー・アイデンティティ」を分析する新たな分析枠組みを提示する。その結果、現代トルコにおけるアレヴィー・アイデンティティの問題を研究する上で、「民族論」の有効を確認できる。「アレヴィー・アイデンティティ」そのものが非常に錯綜した状況となっている上に、アレヴィーは「民族」、そして「宗教」などの要素、あるいはさまざまな社会的・政治的・文化的文脈の中での機能が複雑に絡みあつた人間集団であるが故に、本質論的な研究に陥りやすいアレヴィー研究に、構築主義的な分析枠組みを提供することができたことから、「民族論」は、これまでの先行研究になかった新たな視点を提供できることができた。

6. イスラーム法における先買権の機能と実態 — エジプト民法典への導入の背景

堀井 聰江

イスラーム法における先買権とは、共有関係に伴う損害防止の趣旨で、不動産が有償譲渡されたとき、不動産共有者またはハナフィー派によれば共有者に準じる隣接不動産の所有者が譲受人に代位してこれを優先取得できる権利を指すが、その行使は多分に問題視されていた。しかしエジプトにおいては、近代的法改正の結果誕生した混合・国民民法典においても先買権が明文化され、その諸規定に代わる先買権法（国民裁判所につき1900年、混合裁判所につき1901年）はむしろ制度を拡張、1948年発布の現行民法典は同法をさらに補充のうえ継承した。これら拡充は一見すると古典法からの乖離を示すが、その方向性は前近代の学説展開のなかにある程度遡り得る。

すなわち、先買権法と現行民法典は、分離した所有権と用益権の再統合を掲げ、①不動産の用益権者と②虚有権者、また現行民法典はさらに長期賃貸借関係の早期終了を目指し、③長期賃貸人と虚有権者を先買権者に含める。その一つの背景である特に長期賃貸借に関する物権化傾向は、たとえば長期賃借人が賃借地上に建てた建物に先買権の適用を認めるオスマン朝期ハナフィー派の学説が反映している。同じ問題は、特にエジプトに関しては、マーリク派においては慣行を根拠により明確に容認されていた。さらに、長期賃貸借と関わるワクフ地そのものへの先買権適用については、ハナフィー派の学説・ファトワーに混乱が窺われ、マーリク派にはこれを容認するファトワーも存在する。エジプトのワクフ地の実態と先買権との関連は要調査であるが、現行民法典制定とワクフ地縮減が同時進行で計画されていたと考えられることは注目されよう。

先買権法と現行民法典に共通するもう1つの変化は、隣接所有者の先買権行使の条件である。すなわち、隣接所有者が古典法同様に隣接性のみを根拠に先買権を有するのは、①目的不動産が建物/建築用地であるか、②地役権関係が存在する場合であり、③それ以外の場合はさらに、隣接が二箇所にわたること、また隣接所有者の不動産の価額が目的不動産の価額の少なくとも半分に相当すること、という二つの条件を満たす必要がある。最後の条件については、19-20世紀に

おける土地投機と大土地所有の問題との関連が指摘されている。この点を含め、現行民法典の立法趣旨の正確な意義と背景を明らかにするのが今後の課題である。

7. ディール・アル=マディーナに対する水の支給

秋山 優一

I: はじめに

ディール・アル=マディーナと今日呼ばれるのは、古代エジプト新王国時代、王墓を造営する専門労働者集合住宅跡のことである。自らは墓掘りに専念していればよく、必要物資は当局からの支給によってまかなわれたと考えられてきた。しかし、従来この支給に関する包括的な考察はあまり行われてこなかった。筆者はこの支給を軸にいくつかの考察をこれまで行ってきた。その結果、穀物についてはある種の給与のような色彩があると解釈するのが妥当であり、ランダムな物資の支給も存在する。その一方で、人間の生活に不可欠な火と水について、火を得る燃料としての薪の支給については、特定の人物に特定量が割り当てられており、その人物が何らかの理由で認められない場合は他の代理の人物によって納められていた事実が明かとなった。そこで今回の報告では、水の調達についてアプローチを試みる。

II: 先行研究と史料論的諸問題

III: 方法論的問題と考察範囲の設定

in-mw「水運び」というタイトルをメルクマールとして史料を集め、「水運び」というタイトルを有する人達によって水が当該共同体にどのようにもたらされたのかを考察する。

人員構成と対象、期日の問題、規定量の問題を軸に個別史料に基づいて分析する。

IV: 結論と課題

そもそも、日常生活に極めて密着した事項についての文献的記録は残りにくい性格のものである。しかし、「水運び」というタイトルが現実に認められる以上、そこに何らかのこれに関連した活動が存在したことは疑問の余地があるまい。しかし、史料的な頻度は薪、魚やその他の物資には遙かに及ばず、現状から知りうる限りでは、支給対象先としては労働者の「班」を対象としていたと解釈した方が妥当であり、なんらかの規定量が存在したことも明らかとなつたが、全ての史料における言及が「残りの量」としか記されていないことから、全体量を知るには至らず、期日についても同様であった。

課題としてはタイトルの問題がまず挙げられるであろう。そもそもここで呼ばれるタイトルは職名であるのか、それとも機能名であるのかを明らかにする必要があり、また墓掘り労働者そのものと smdt と呼ばれる人達との関連をより明確化させることで労働者組織の実態がより明らかになるであろう。

8. A.スタインの日本滞在 — 滞日を支えた斯界の雄たち

大津 忠彦

中央アジア探検の偉業で知られるスタイン (Aurel Stein) は、その第四次調査への途次、日本滞在の機会を持った (1930年4月10-21日)。日本探訪はその東西交渉史研究にとってスタインが長年渴望してきたところであったらしいことが、ボドレイ図書館 (Bodleian Library, Oxford) に残る彼の書簡から窺い知れる。しかし、実際に記録に残ったところや関係者の言及が少なく、このことが様々の憶測を呼ぶ一因ともなってきた。筆者は上記図書館において関連資料を見出す機会を得た。それは、1930年のスタイン日記 (登録番号 : MSS. Stein 250) であり、この中には日本滞在期間中の動静を細かく綴ったところがある。

日記によれば、スタインの主たる行動域は、鎌倉、東京、奈良、京都であり、連日、大学、博

物館、神社、寺院、旧蹟などを訪れた。そして、いわゆる「敦煌学派」を含む30名ほどの関係者に交わり、帝国学士院や京都帝国大学（いずれも当時）では歓迎会に臨んだ。

スタインのこの精力的とでもいうべき充実した滞日がなぜ可能であったか。本人および受け入れ側の事前準備がどのように整えられたかについては未だ不詳である。しかし、日本到着直後のスタインが関係者と実質的な接触を開始する当初、開設まもない「Maison Franco-Japonaise（日仏会館）」に所属する研究員や、これに連なる人たちが近く彼を遇している様子は注目されるべきであろう。そこには、マスペロ（Henri Maspero）の後任者ドゥミエヴィル（Paul Demiéville）や、矢吹慶輝、園伊能らの名前がある。

スタイン日記中には面談した研究者として、当時斯界の鋒々たる人物が登場する。たとえば関東においては瀧精一、大山柏、姉崎正治、白鳥庫吉、そして関西においては羽田享、梅原末治、新城新藏、内藤湖南（虎次郎）、濱田耕作、小川琢治らであり、彼らが研究者同士の親交互助精神からスタインを厚遇したことは推察される。また、細川護立や同邦の知友エリオット（Charles Eliot）らが、終始スタインの滞日を支援したことは日記記載にあり、また、離日後の謝意の表明からも窺われる。

スタインの滞日記録は、当時の学界を活写していると同時に、当然シルクロード東限でのフィールド・ノートである。

9. ポスト・サーラーン王朝時代のゾロアスター教の拝火思想 — ペルシアの拝火神殿遺跡と『ブンダヒション』に於ける「火」

青木 健

I. 本発表の目的

本発表のテーマは、性質の異なる2種類の資料を組み合わせて、古代ゾロアスター教（以下、ゾ教）の宗教思想を明らかにすることにある。それらの資料とは、第1にイランの考古学資料、第2にゾ教系パフラヴィー語文献資料である。両資料が相補えば、文献資料の物理的限界を超えて、文化的な実体としての古代ゾ教を明らかにすることが出来るだろう。

而して、本発表のテーマは、前者の考古学資料上の制約に大きく規定される。即ち、イランに現存するゾ教の遺跡は、以下のように大別されるのである。

- ① 「拝火関連遺跡」：拝火神殿（Ātaxš Kadag）、拝火壇（Ātaxšdān）、四脚ドーム（Chahār Tāq）、コイン裏面のデザインなど
- ② 「葬送関連遺跡」：沈黙の塔（Dakhma）、納骨堂（Astōdān）など

残念ながら、発表者には両者を一体化して考察する視点はないので、今回は①の「拝火関連遺跡」に対象を絞って、文献資料も併用しながら検討したい。主題は、扱う資料からして当然、ゾ教の拝火思想である。

II. 本発表の問題設定

古代イラン研究上、考古学資料と文献資料の時代・地域が完全にシンクロする稀なケースが、たった1回だけある。即ち、拝火関連施設の中でも「四脚ドーム」の建設年代は、サーラーン王朝時代後期からポスト・サーラーン王朝時代（5-9世紀）と推測されている。しかも、その分布地域は、大きくペルシア～ケルマーン地方に偏在している。

他方、ゾ教系パフラヴィー語文献の大部分は、9-10世紀に、ペルシア～ケルマーン地方で生き残った神官たちによって執筆された。これらの文献は、従来は『アヴェスター』以来のゾ教思想の重畳の掉尾として研究されることが多かった。しかし、これらの文献に表明された思想を、サーラーン王朝時代の国家宗教と同一視するのは、即断であると思う。「外部資料から見るサー

サーン王朝の国家宗教」と「9-10世紀のパフラヴィー語文献に描かれたゾ教」の間には、矛盾が多すぎる。慎重に判断するならば、これらの文献は、先ずは「ポスト・サーサーン王朝時代のペルシア～ケルマーンに於けるゾ教」に関する資料として活用すべきだろう。

こうして、両資料が指し示す時代と地域は、奇しくも9-10世紀のペルシア～ケルマーンで一致した。発表者は、これから、両資料の照応関係を追究して、「ポスト・サーサーン王朝時代のペルシア～ケルマーンに於けるゾ教の拝火思想」の実体を明らかにしたいと思う。

2) 学会奨励賞

第26回日本オリエント学会奨励賞の受賞者は、永井正勝（筑波大学大学院博士課程）、中町信孝（東京都立大学非常勤講師）、渡部良子（日本学術振興会特別研究員）の三氏に決定しました。授与式は、2004年10月23日に第46回大会の会場において行われました。

受賞論文は以下のとおりです。

- 永井正勝 「中エジプト語の $m=k$ 構文の統語構造」『オリエント』第46巻第1号掲載
中町信孝 「バフリー・マムルーク朝時代史料としてのアイニーの年代記 — ヒジュラ暦
728年の記述を中心に」『オリエント』第46巻第2号掲載
渡部良子 「モンゴル時代におけるペルシア語インシャー術指南書」『オリエント』第46
巻第2号掲載